

# ブッシュ政権下における アメリカ福祉国家システムの展開

岡 本 英 男

## I. 課題の設定と連邦財政の推移

レーガン政権からクリントン政権にかけてアメリカ福祉国家は大きく再編されたが、それは既存のアメリカ福祉国家システムの終焉を導くような性格のものではなかった。しかし、本格的なポスト冷戦期である21世紀に入り、ブッシュ（子）政権は、既存のアメリカ福祉国家システムの枠組みにさらに一段大きな揺さぶりをかける政策を実施することになる。それは、対外的には対イラク戦争であり、対内的には大幅な減税政策である。前者はネオコンサバティブの、そして後者はネオリベラルの代表的政策であった。しかし、ブッシュ政権にはこれらの顔以外にもう一つの顔があり、それを自ら「思いやりのある保守主義」と称している。2003年のメディケア改革はこの側面を代表する改革であった。

われわれがこの3つの政策をブッシュ政権下のアメリカ福祉国家システムの変動と危機を示す代表例として取り上げる理由については後の展開のなかで少しずつ明らかにしていくつもりであるが、ここでその意図を簡単に述べておこう。現代資本主義システムを福祉国家システムとして捉えるわれわれの立場からすれば、アメリカの外交軍事政策は世界の福祉国家システムの防衛や各国協調体制にとっていわば基軸をなす。したがって、その大幅な変更はアメリカのみならず世界の福祉国家システムの研究にとって不可欠の研究課題とならざるを得ない。他方、税制度の大幅な変更、とくに大幅な減税は短期的にはケインズ政策的な側面をもつにしても、中長期的には福祉国家の財政基盤を浸食するものであり、その政策の背景や帰結を明らかにすることはアメリカ福祉国家システムの変化を明らかにするうえで最も重要な課題となる。また、メディケアは社会保障年金と並んで、アメリカ福祉国家の最大のプログラムであると同時に最も問題を抱えたプログラムであるため、ブッシュ政権下のメディケア改革の性格を明らかにすることは、この時期のアメリカ福祉国家が抱える問題とそれに対するブッシュ政権の対処の仕方を明らかにするうえで最も有効な戦略となり得る。したがって、以上3つの政策の背景と内容、そしてそれらの帰結を明らかにすることによって、ブッシュ政権下のアメリカ福祉国家システムのおおよその動向は明らかになるとわれわれは考

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

えている。

これら3つの政策が福祉国家システムにどのような影響を及ぼしたかを具体的に考察していく前に、アメリカ福祉国家システムを支える代表的下部構造である連邦財政の推移をごく簡単にみておこう（表1を参照）。そのことは、それらの政策のおおよそ規模を図るうえでも有用である。

まず目に付くことは、1998年から2000年にかけて黒字となっていた財政が、2001年以降再び急激に赤字に転落していることである。しかも、その規模はかなり大きい（2004年度で対GDP比率3.6%の赤字）。次に、対GDP比率でみた歳入が2002年以降、急激に縮小していることも目立つ。とくに、2004年度の16.3%はアイゼンハワー政権下の1959年（16.1%）以来経験することがなかった歴史的低水準である。それに対して、ブッシュ政権下では、歳出はそれほど低下せず、むしろやや増加に転じている。なかでも、防衛支出が2000年の3.0%から2005年の4.0%へと相当の伸びを示しているのがわかる（しかし、それはケネディ政権期の9.3%や冷戦末期の1986年の6.2%と比べれば、それほど大きな数字とは言えないことには注意しておく必要がある）。もちろん、これは対テロ戦略、対イラク戦争のための支出が予算に反映したものに他ならない。それに対して、義務的支出はそれほど変化していない。内部構成をみると、社会保障年金の伸び率が停滞しているのに対して、メディケア、所得維持プログラムの伸び率が大きい。

イラク戦争の戦費について言うと、連邦議会予算局（CBO）の資料によれば、2001年9月から2006年度までのイラク・アフガニスタンでの軍事活動とテロとの戦いのためのその他の歳出を合計した国防省予算歳出（appropriations）は約3,230億ドルにも上っている<sup>1)</sup>。これは1991年の湾岸戦争の戦費610億ドルと比べるとかなりの戦争コストだとわかる。しかも、湾岸戦争は同盟諸国によって支持され、さらに「対イラク武力行使容認決議」が国連によって決議されたこともあり、アメリカの自己負担は70億ドルで済み、サウジアラビアとクウェートが160億ドル、アラブ首長国連邦が40億ドル、日本が90億ドル、ドイツが70億ドルなど、大部分が他国の援助によって賄われた。そのため、1991年度の防衛費は3,197億ドルと前年度よりもわずかに196億ドル増えただけで、1992年度になると91年度に比べて171億ドルも減少している<sup>2)</sup>。したがって、1991年の湾岸戦争はアメリカ財政をほとんど傷つけることはなかった。また、同盟国との関係や国連との関係もきわめて良好であった。

それに対して、対イラク戦争はアメリカ財政に多大な負担をかけたのみならず、ヨーロッパの同盟諸国の関係もきわめて険悪なものとした。また、ブッシュ政権は「いまは戦時である」と口では言いながら政治基盤の弱さから増税ではなく減税をせざるを得なかった。

そこで、ブッシュ政権による対イラク戦争、2度にわたる大幅減税、そして社会保障制度の代表的改革<sup>3)</sup>といえる2003年メディケア改革を考察することによって、ブッシュ政権期においてアメリカ福祉国家システムはどのように変化し、その変化の歴史的意義はどのようなも

表 1 対 GDP P 比率でみたアメリカ連邦財政の推移 (1962 - 2005)

会計年度	歳入				歳出					歳支					
	全体	個人所得税	法人所得税	社会保障	全体	裁量支出			義務支出			所得維持			
						防衛支出	対外支出	対内支出	社会保障	メディケア	メディケイド				
1962	17.6	8.0	3.6	3.0	18.8	12.7	9.3	1.0	2.5	6.1	2.5	0	0.1	1.1	-1.3
1966	17.3	7.3	4.0	3.4	17.8	11.9	7.8	0.7	3.5	5.7	2.7	0	0.1	0.7	-0.5
1970	19.0	8.9	3.2	4.4	19.3	11.9	8.1	0.4	3.4	7.2	2.9	0.7	0.3	0.8	-0.3
1974	18.3	8.3	2.7	5.2	18.7	9.6	5.6	0.4	3.6	9.1	3.8	0.7	0.4	1.2	-0.4
1978	18.0	8.2	2.7	5.5	20.7	9.9	4.7	0.4	4.8	10.3	4.2	1.1	0.5	1.4	-2.7
1980	19.0	9.0	2.4	5.8	21.7	10.1	4.9	0.5	4.7	10.7	4.3	1.2	0.5	1.6	-2.7
1982	19.2	9.2	1.5	6.2	23.1	10.1	5.8	0.4	3.9	11.5	4.8	1.5	0.5	1.6	-4.0
1984	17.3	7.8	1.5	6.2	22.1	9.9	5.9	0.4	3.5	10.5	4.6	1.6	0.5	1.3	-4.8
1986	17.5	7.9	1.4	6.4	22.5	10.0	6.2	0.4	3.3	10.5	4.5	1.7	0.6	1.2	-5.0
1988	18.1	8.0	1.9	6.7	21.2	9.3	5.8	0.3	3.1	10.1	4.3	1.7	0.6	1.1	-3.1
1990	18.0	8.1	1.6	6.6	21.8	8.7	5.2	0.3	3.2	10.9	4.3	1.9	0.7	1.2	-3.9
1992	17.5	7.6	1.6	6.6	22.1	8.6	4.8	0.3	3.4	11.5	4.6	2.1	1.1	1.8	-4.7
1994	18.1	7.8	2.0	6.6	21.0	7.8	4.1	0.3	3.4	11.3	4.6	2.3	1.2	1.7	-2.9
1996	18.9	8.5	2.2	6.6	20.3	6.9	3.5	0.2	3.2	11.2	4.5	2.5	1.2	1.6	-1.4
1998	20.0	9.6	2.2	6.6	19.2	6.4	3.1	0.2	3.1	10.9	4.4	2.4	1.2	1.4	0.8
2000	20.9	10.3	2.1	6.7	18.4	6.3	3.0	0.2	3.1	10.6	4.2	2.2	1.2	1.4	2.4
2001	19.8	9.9	1.5	6.9	18.5	6.5	3.0	0.2	3.2	10.9	4.3	2.4	1.3	1.4	1.3
2002	17.9	8.3	1.4	6.8	19.4	7.1	3.4	0.3	3.5	11.5	4.4	2.4	1.4	1.7	-1.5
2003	16.5	7.3	1.2	6.6	20.0	7.6	3.7	0.3	3.6	11.9	4.3	2.5	1.5	1.8	-3.5
2004	16.3	7.0	1.6	6.4	19.9	7.8	3.9	0.3	3.5	11.7	4.3	2.6	1.5	1.7	-3.6
2005	17.5	7.5	2.3	6.5	20.1	7.9	4.0	0.3	3.5	11.8	4.2	2.7	1.5	1.6	-2.6

出所) Congressional Budget Office (2006) Appendix F. Historical Budget Data, pp.135,137,139,141 より作成

ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

のであったかを明らかにしたい。

## Ⅱ. 対イラク戦争

福祉国家システムが世界システムとして安定するには、世界においてある程度の平和が必要であることは言うまでもないであろう。また、各国の福祉国家システムのスムーズな発展にとって、各国財政金融の国際的連携、安全保障体制の国際的連携が重要な役割を果たすことも言うまでもないであろう<sup>4)</sup>。

第2次世界大戦後のアメリカはブレトンウッズ体制を支え、また西側諸国の軍事費負担がある程度肩代わりすることによって、ヨーロッパ、日本のなどの福祉国家の発展に背後から支えてきた。しかし、時の経過とともに、アメリカの経済競争力の低下などによって、この国際的連携は通貨、貿易、金融といった経済問題といわゆるバーデン・シェアリングをめぐる1970年代半ばあたりからほころびをみせてきた<sup>5)</sup>。摩擦はこのように生じたにもかかわらず、それでも基本的な部分についての西側福祉国家の協力体制は存続し<sup>6)</sup>、アメリカの下で平和は維持されてきた。

ところが、ジョージ・W・ブッシュが指導したイラク戦争は多くの人が指摘するように、単独行動主義、先制攻撃、予防戦争という性格をもっており、西側の軍事的協力体制に大きなひびを入れた。またこれを契機にして、「アメリカによる平和」の時代から「アメリカによる戦争」の時代へと世界は大きく変化するようになったと考える人も出現するようになった<sup>7)</sup>。

このブッシュの対外政策とイラク戦争は従来の福祉国家システムの国際関係を果たして大きく変えたであろうか。この節においてはこの問題について考察する。この問題を考察するうえで、タッカー&ヘンドリックソンと新保守主義者（ネオコンサーバティブ…以下、ネオコンと略記）の代表的論者であるロバート・ケーガン<sup>8)</sup>の間のブッシュ政権の外交路線の歴史的位置づけをめぐる論争の紹介・整理からはじめるのが有益である。というのは、彼らとともに該博な外交史の知識を動員しながら、戦後のアメリカの外交路線とブッシュ政権のその継続性と断絶性をめぐって論争をしているからである。

### 1. 戦後アメリカ外交軍事政策の基本的性格をめぐる論争

#### (1) タッカーとヘンドリックソンの主張

タッカーとヘンドリックソンは「アメリカの正統性の源泉」という論文のなかで、イラク戦争後、アメリカ国内において戦争に対する不信はますます深まり、外交目的を実現するためにその協力が不可欠なヨーロッパ、そして現地民衆の人心を勝ち取る必要のあるイスラム世界においてアメリカの評判が地に落ちていることをきわめて深刻に受け止めている。そして、再びアメリカが世界から信頼されるようになるには、アメリカ国家の正統性を回復する

以外ないと言う<sup>9)</sup>。

彼らによれば、正統性とは国家が法の範囲内で行動するという前提に根ざす考えで、そこには二つの意味がある。一つは、適切な権限に基づく行動、国際機関、政治機関が許可した行動である。もう一つは、法的、道徳的な規範のなかでの行動である。そして、第二次世界大戦後のアメリカはどのようにして正統性を確立したか、また正統性の起源は何なのかを考えた場合、国際法に則した行動、国際協調とコンセンサス重視の路線、控えめで大局的な対外関与、先進民主主義国家からなる国際コミュニティの平和と繁栄の維持への貢献、という4点が重要な柱であった<sup>10)</sup>。

以上のような正統性を支えてきた4つの要因を考えると、現在のブッシュ政権と歴代政権の相違は非常に明白になるし、ブッシュ政権期におけるアメリカの正統性の驚くべき失墜も何ら不思議なことではない。

9・11以前から、ブッシュ政権は国際法に対する不信感をあらわにしていた。9・11以前は小さな兆しにすぎなかったこの流れは、ブッシュのテロ対策の中で一大潮流となっていき、ついには「先制攻撃戦略 (strategy of preemption)」という名前がつけられた新しい予防戦争ドクトリンが、冷戦下の核時代の平和を支えた封じ込めと抑止戦略に置き換えられていった。また、国際機関へのアプローチも変化した。ブッシュ政権は、安保理が反対してもイラクとの戦争に踏み切るし、アメリカの要求を受け入れない限り、国連は無力化する運命にあると警告したのみならず、イラク戦争によって暴君が追放され、イラク民衆が圧政から解放されるのだから、戦争は正当化されると主張した。これは、自国の民主主義のリトマス試験紙に合致しない政府に対する戦争には正統性があるという原則をブッシュ政権が事実上受け入れていることを意味した<sup>11)</sup>。

このようにして、ブッシュ政権下において、国際法へのコミットメント、コンセンサス重視型の政策決定の受容、特定の問題よりも大局の問題を巨視的にとらえる穏健な姿勢、世界平和の維持へのコミットメントという、戦後のアメリカの正統性を支えてきた4つの支柱は今や深刻な疑義にさらされている。それに対して、このアメリカの正統性の驚くべき失墜に責任のある新保守主義者たちは、アメリカが非合法的な行動や単独行動に従事した過去のさまざまな事例を指摘することによって、自己防衛を図ってきた<sup>12)</sup>。

## (2) ロバート・ケーガンの反批判

以上のタッカーたちの議論に対してケーガンは次のような反論を加えた。

戦後のアメリカの正統性は、国際的な法の支配への忠誠や、国連憲章や安保理を尊重することによって確立されたわけではなく、むしろ、当時のアメリカが担った自由世界のリーダーとしての役割、つまり、同盟諸国に安全保障を保証し、共産主義の圧政から民主主義を守るという役割に由来していたのであり<sup>13)</sup>、その重要な事実に対してタッカーとヘンドリック

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

ソンは異議を唱えている。二人は「逸脱はあったものの、国際主義的規範に忠実な路線をとったがゆえに、アメリカのパワーの正統性は強化されてきた」という見方をしている。

これは非常に誤った冷戦期およびポスト冷戦期のアメリカ外交政策のとらえ方である。冷戦期のアメリカの行動のほとんどは道義的・戦略的理由でうまく正当化できるのであり、当時のアメリカ政府が国連憲章に則り、そのパワーを国際法に則して行使することに努めたとみなすのは歴史に反するし、幻想に近い。イラン、グアテマラ、キューバにおける政権転覆工作からベトナム戦争、ドミニカ共和国への介入に至るまで、アメリカが冷戦期と冷戦後の10年間に、国際法やそれを裏づける制度を無視して行動をとった事例は数多くある。

50年の朝鮮戦争と91年の湾岸戦争からも明らかなように、これまでアメリカ政府は国連を「都合のよい時」にだけ利用してきたというのが真相だ。タッカーとヘンドリックソンは、現在のブッシュ政権の路線に反発するあまり、「想像上の過去」に囚われてしまっている。かれらは、現在のブッシュ外交政策の継続性を認めたくないために、かつてはアメリカが自らの行動を国際法で拘束していたという存在しない過去を捏造している<sup>14)</sup>。

### (3) ケーガンの反批判に対するタッカーとヘンドリックソンの批判

上記のような現実の歴史を意図的に歪曲しているというケーガンの反批判に対して、タッカーとヘンドリックソンは論争の主要な論点を次の3点に整理し、それぞれについて再びケーガンの主張に反駁を加えている<sup>15)</sup>。

- ①アメリカの外交をどのように解釈するか、つまり「同盟国とのコンセンサス重視型の政策決定へのワシントンのコミットメントと単独行動主義が共存していた」という歴史をどう解釈するか。
- ②冷戦期アメリカの外交姿勢の二重性、つまり「国連憲章の原則」への忠誠を表明しながらも、安保理をほとんど重視しなかったことをいかに説明するか。
- ③アメリカの法の支配へのコミットメントとアメリカの国際法原則からの逸脱という矛盾をどう説明するか。

①について言うと、ケーガン自身、冷戦期においては「支配的優位をもっていたアメリカもヨーロッパ諸国の言い分に耳を傾けざるを得なかった」と主張しており、それゆえ「アメリカ政府が同盟諸国の意見に耳を傾けていた時代、聞く耳を持たなくなってしまった時代」の違いを認識している。それのみならず、アメリカの国際的な正統性が同盟国とのコンセンサス重視型の政策決定の原則と関係しているとみなす点でも、自分たちとケーガンの意見は同じである。

②については、自分たちは「国連憲章が想定するような協調的政策決定システムは冷戦の激化によって崩壊した」と記した。1940年代終盤までにはアメリカの指導者たちは45年に構想された集団的安全保障体制から遠ざかるようになり、同盟ネットワークを通じた集団的自

衛体制を構築した。当時の指導者たちは、そうすることが国連憲章の原則に忠実であると考えたためである。しかし、冷戦後の新しい情勢のもとでは、アメリカのパワーをある程度法で縛る必要がある。それゆえ、安保理の承認を取り付けられない限り、国際法上違法とみなされるような介入をすべきではない。

③ のアメリカ外交政策における国際法の役割について言うと、アメリカが 1945 年以降国際法にコミットしてきたと解釈するのは「歴史に反するし、幻想に近い」とケーガンの主張は、アメリカの政治家たちが繰り返し唱えてきたことと完全に食い違っている。アメリカの指導者たちは外交政策の理念として、力の支配を法の支配に置き換えること、さらには、法の支配が「不可侵」であること、侵略戦争が間違っていること、そして紛争の平和的解決の必要性を繰り返し口にしてきた。

ただし、アメリカは侵略戦争を非難し、その系譜として介入にも否定的な外交理念を標榜してきたにもかかわらず、現実にはこれらの理念を踏みにじってきた。しかし、国際規範の示すルールに従いながらときにルールを踏みにじるのと、規範の権威を最初からまったく認めないことには大きな違いがある。私たちは過去のアメリカ外交に言行不一致がなかったと言いたかったわけではない。言葉と行動のギャップが現在のブッシュ政権下ではこれまでになく大きくなっていることを指摘したかったのであり、さらに国際法の軽視と単独行動主義路線を軸にここまで世界に危機感を抱かせた米政権はかつてなかった、と言いたかったのである<sup>16)</sup>。

以上のように、ネオコンの代表的論者であるケーガンとタッカー&ヘンドリックソンのアメリカ外交の基本路線に関する論争を整理・検討していくと、興味深い事実気づく。それはケーガンのアメリカ外交についての事実認識が、「現代の帝国は、通常はイデオロギーや法制上の概念、連邦、同盟、自由世界、西側諸国、共産圏といった概念の陰にひそんでおり、そこに属する国々の真の関係は隠されている」<sup>17)</sup>と述べるチャルマーズ・ジョンソンなどの認識と驚くほど似ているということである。違いは、ジョンソンが「帝国主義政策の長期的な影響は、帝国自身にもコントロールできない。それが帝国への報復 (blowback) の本質である」<sup>18)</sup>として、アメリカの覇権主義が遅かれ早かれ危機を招くと主張するのに対して、ケーガンが「アメリカの行動が文明社会にとって大きな利益になりうること、アメリカの軍事力は二重基準にしたがって行使された場合ですら、人類の進歩のために最善の手段、おそらくは唯一の手段だともいえることである」<sup>19)</sup>と考え、アメリカの軍事主義と単独主義の必要性を認めている点である。

われわれもまた、ジョンソンやケーガンと同様に、アメリカは美名のもとでも覇権主義的政策をとってきたこと、そしてイラン、キューバにおける政権転覆工作からベトナム戦争、ドミニカ共和国への介入に至るまで、しばしば国際法を無視した行動をとってきたと考えて

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

いる。しかし、ベトナム戦争に典型的にみられるように、アメリカが同盟諸国との間で十分な合意形成を行わずに戦った戦争はしばしば深い傷跡を残す大失敗に終わり、その後すぐに大幅な修正が試みられてきたという事実、それに対してパワーを行使する場合、パワーを確実にかつ制度化された形で抑制する措置を講じたときに、アメリカのヘゲモニーはよりスムーズに貫徹してきたという事実から<sup>20)</sup>、いくつかの重大な逸脱を含んでいるものの、少なくとも冷戦期間中におけるアメリカ外交の基本は同盟諸国とのコンセンサスや国際法の遵守を目標としたものであったと考えている。

### 2. 冷戦の終了・イラク戦争・外交軍事政策の修正

しかし、冷戦の終了後、このアメリカの世界に対する外交路線は微妙に変化した。同盟諸国を含む他国はそれにより敏感に反応した。最大の原因は、ソ連の消滅によってグローバル・パワーにおける構造的インバランスが膨大なものとなったことである<sup>21)</sup>。アメリカはパワーのあらゆる次元において、残りの世界を圧倒的に凌駕するようになった。アメリカの軍事支出は残りの世界を合計したのとほぼ同じくらいであった。また、すでにクリントン政権期において、アメリカの経済ヘゲモニーはアメリカ支配のグローバル化過程に対する敵対感情を各国で生み出していた。そのような敵対感情はヨーロッパや日本のような同盟諸国においても生じ、アメリカは自国に規制緩和に代表されるような反国家主義的なアメリカン・モデルを押し付けているとそれらの国々は考えるようになったのである<sup>22)</sup>。

以上のような冷戦後の自国の構造的立場（米国という『極超大国（ハイパーパワー）』の存在に対する他国の恐怖心の高まり）をほとんど考慮に入れることなく、また戦争後のイラクを民主化するうえで十分な計画を準備することなく、ブッシュ政権はイラク戦争に突入したのである。タッカーたちが述べているように、確かにこのブッシュ政権の国際法に対する軽視や単独行動主義は前例のないものではなかったが、国際法の軽視と単独行動主義を軸に同盟諸国をはじめ世界にこれほどまで危機感を抱かせた政権はなかった。そして実際にこれを契機にして、アメリカとヨーロッパの安全保障に関する同盟関係が大きく揺さぶられることになった。それゆえ、アメリカの対外政策と軍事政策はこのブッシュ政権のもとで大きく舵が切られたと判断すべきである。

イラク戦争の開始後3年が経過した現在、イラクへの介入は失敗であったと多くの人が判断するようになった。イラクは今やアフガニスタンに代わってテロリストたちを引き寄せ、かれらの格好の訓練地となってしまった。イラクにおける選挙それ自体は一応の成功を収めたものの、シーア派が支配する新政府は弱体であり、そのため治安は安定せず、内戦の兆しささえ見せるときがある。この結果生み出された権力の空白は、イランをはじめとした近隣諸国からの影響をイラク内部に招き入れる可能性を高めている。9・11のテロ攻撃を受けて、中東における二つの戦争と防衛支出の大幅増加に賛成したアメリカ国民も、介入が長引くに

つれて、自分たちの税を海外の不確かなプロジェクトに使うことを拒否しはじめるようになった<sup>23)</sup>。

そのような結果、アメリカの国家安全保障戦略も一定の修正を余儀なくされた。ブッシュ大統領は 2006 年 3 月 16 日に、アメリカの外交軍事政策の指針となる「国家安全保障戦略」という政策文書を発表した。これは事実上 2002 年 9 月に発表された「国家安全保障戦略」を修正するものであった。主な修正点は、「民主主義」が文書のなかで頻繁に用いられるようになり最大のキーワードとなったこと、多くの国際的なパートナーと協力する姿勢がより強く打ち出されるようになったこと、国連改革の必要性を訴え、多国間・国際機関を通じた民主主義の推進を提唱するようになったこと、など総じて外交力や国際協調路線を優先させる姿勢が強化されて軍事力を前面に打ち出す姿勢が弱まったことである<sup>24)</sup>。このように現在においては、ヨーロッパをはじめとした同盟諸国との関係を冷え切らせても、アメリカ独自の判断によって必要とあれば軍事作戦に踏み込んでいくといったブッシュ政権第 1 期目の単独主義的軍事路線からの転換が図られようとしている。

### 3. ブッシュ政権下の外交軍事政策の歴史的意義

それでは、この間のブッシュ政権の単独主義とその修正についての歴史的意義を、われわれはどのように評価すべきであろうか。最後にこの点について述べることにしよう。

ブッシュ政権第一期目の外交軍事のフレームワークを設定したブッシュ・ドクトリンに多大な影響を与え、さらにイラクと中東の民主化推進という観点から対イラク戦争に踏み切る上で最も貢献したのは、ブッシュ政権の内部と外部にいたネオコンの人たちであった。それゆえ、この間のブッシュ外交路線の歴史的評価を問うことは、なぜ、そしていかにしてネオコンの人たちが自分たちの目標を危険に陥れるほど過剰な単独軍事路線に踏み込んだのかを問うことでもある。

結論から先に言えば、その最大の原因はアメリカの冷戦勝利の仕方であった<sup>25)</sup>。

レーガンはソ連とその同盟国に「悪の帝国」というレッテルを貼り、ゴルバチョフにさまざまな挑戦をした。そのようなレーガンの行動に対して、アメリカとヨーロッパの伝統的知識層は軽侮の念を抱いていた。ネオコンであり、レーガンの国家安全保障政策の責任者であったリチャード・パールもソ連に対する非妥協的で強硬派の立場のために「暗黒のプリンス」として非難されていた。外交の専門家たちはパールをはじめとしたレーガン派の冷戦管理能力に信用を置いておらず、危険なほどユートピア的であると感じていた。しかし、1989 - 91 年にまさに生じたことはアメリカ側の冷戦における全面的勝利であった。ゴルバチョフは中距離核ミサイルのみならず通常兵器の大規模な削減をも受け入れ、ポーランド、ハンガリー、東ドイツがソ連圏から離脱するのを放置した。そして、東欧とソ連において体制の変化が起こり、西側にとって軍事的脅威であったワルシャワ条約機構は消滅してしまった。このよう

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

な冷戦の終了の仕方がウィリアム・クリストルやロバート・ケーガンのような若手のネオコンたちの思考を形づくり、かれらをイラク戦争支持へと駆り立てた。すなわち、かれらに、すべての全体主義的体制はその中心部は空洞で、外から軽く押すだけで崩壊するであろうという期待を抱かせたのである<sup>26)</sup>。

冷戦の終結はネオコンに過剰な期待を抱かせただけではなかった。この冷戦の予想外の完全勝利によって、1970年代のアメリカの政治的主流を傷つけていた敗北感、無力感といった後遺症がようやく治癒され、アメリカ民主主義とその高い道徳性に対する楽観主義が再び支配するようになった。その結果、ソ連の崩壊によって生じたアメリカのパワーの余裕を世界の他の国々の問題解決のために用いるという考えが徐々に受け入れられるようになった。実際に湾岸戦争にも短期間で勝利し、90年代のクリントン政権期になるとIT技術革命をいち早く取り入れたアメリカ経済は好調（もちろん、「ニューエコノミー」として称賛された90年代の経済にバブル的要素があったことは後に明らかになるが）となり、ポール・ケネディが『大国の興亡』（1987年）を書いたころの、「世界の生産における産業の相対的衰退」にもかかわらず「手の広げ過ぎからくる過大な防衛費」によってアメリカの地位は長期的に低下していくであろう<sup>27)</sup>、という反省の気分はもはや見られなくなった。要するに、バブル的要素を含んだ経済のグローバル化の波に乗って、国際関係の見方や外交軍事の決定の中にもバブル的楽観主義要素が入りこんだのであった。もちろん、イラク戦争開始の最後の後押しとなったのは、2001年9月11日の同時多発テロであり、その衝撃が政府指導層あるいは一般国民を問わずアメリカ人の多くから理性的判断を奪ったことは十分に理解できることであるが。

しかし、それにしてもイラク戦争開始の決定は明らかに政治的錯誤であり、国外のイデオロギー的正統性を失ったのみならず、一時期アメリカ国家を深刻な危機に陥れた<sup>28)</sup>。米欧関係は戦後最大の危機を迎え、これを契機にヨーロッパ各国の人々は国際刑事裁判所問題や地球温暖化ガス削減措置実施への抵抗といったアメリカの独善的態度をいっそう声高かに批判しはじめた。また、対イラク戦争は周辺アラブ諸国を不安定化したのみならず、ベネゼイラやボリビアなど中南米における反米ムードをいっそう高めた。要するに、イラク戦争は世界の多くを反アメリカイズムに統一するのに貢献したのであった。このように正統性をもちえない戦争であったために、「今は戦時である」というブッシュ大統領の言葉にもかかわらず、国民に増税を要請することはできなかった。それどころか、減税でもって国民を慰撫せざるを得なかったのが実情であり、その結果長期的に国力の弱体化を招くことになる膨大な財政赤字を生み出すことになった。

したがって、現在アメリカがその外交軍事政策を急速に修正していることからわかるように<sup>29)</sup>、ブッシュ政権第一期目の特徴であった公然たる一国主義と軍事中心主義を将来にわたってとる可能性はきわめて少ないであろう。また、時としてアメリカが一国主義的政策をとるとしても、われわれはアイケンベリーなどと同様に<sup>30)</sup>、ヨーロッパ、アメリカ、日本の

ような民主主義大国に存在する秩序は以前とさほど変わらない形で存続するものと考えている。すなわち、これらの福祉国家体制をとる民主主義大国は、たとえその間に紛争が生じたとしても、最終的には平和的手段によって紛争を解決する「安全保障共同体」の中に生き続けると考えている。

### Ⅲ. ブッシュ減税

もし、2001年9月11日のテロ攻撃が起きていなければ、そして2003年のアメリカ軍によるイラク侵攻がなかったならば、ブッシュ政権は何よりも連続して大規模な減税を行った政権として後々まで記憶に留められたであろう。ここでは、ブッシュ減税の背景とその内容、そして規模、各所得階層への影響を述べることによって、その減税の歴史的意義を明らかにしたい。

#### 1. 減税の背景とその内容

2000年の大統領選挙戦中において、当時テキサス州の知事であったブッシュは、もし自分が選出されたならば、限界税率を削減し、結婚重課税を緩和し、児童税額控除を拡大し、遺産税を廃止することを公約に掲げ、それを選挙戦の最大の争点とした。これは明らかにアメリカ福祉国家の最大基盤である広範なミドルクラスの短期的欲望（すなわち、自分のポケットにできるだけ多くの金を残したいという欲望）に応えることによって、自己に対する政治的支持を確保しようとする戦略であった。そしてその公約通りに、大統領就任直後の2001年2月8日に、10年間で総額1兆6,000億ドルの減税案を議会に提案した。その提案の内容は以下のとおりである<sup>31)</sup>。

- ① 15%、28%、31%、36%、39.6%という現行の税率を10%、15%、25%、33%という簡素化された税率構造に置き換える。
- ② 児童税額控除を倍増させて一人当たり1,000ドルにし、その控除を代替ミニマム税（AMT, Alternative Minimum Tax）<sup>32)</sup>にも適用する。
- ③ 夫婦共稼ぎ家庭のために10%の控除を復活させることによって、結婚重課税（marriage penalty）を軽減する。
- ④ 死者に対する税（death tax）<sup>33)</sup>を廃止する。
- ⑤ 研究と開発（R&D）の税額控除を永続化する。

このように、減税の柱は個人に対する所得税率の削減と遺産税の廃止であった。というのは、結婚重課税の軽減も本質的には共稼ぎ世帯に対する税率削減であったからである。そして、このような減税を正当化する彼自身の考え方は次のようなものであった。

「これらは私の租税政策を導く基本的考えである。すべての人について所得税を引き下げる。

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

そのことは最も貧しい人びとにとって最大の援助となる。所得税を支払っているすべての人が利益を得る—最も所得の低いアメリカ人の減税率が最も高くなるけれど。これはわれわれが享受してきた繁栄を継続させるのみならず、いまだ発見されていない方法で繁栄を拡大するための定式である。それは包含の経済学 (an economics of inclusion) である。政府の限界を知り、政府の思いやり (heart) を示すのが政府のアジェンダである<sup>34)</sup>。」

このブッシュの発言をそのまま理解する限りにおいては、富者に対する減税はめぐりめぐって貧困者をも潤すというトリックル・ダウン理論をブッシュは採用していないように思われる<sup>35)</sup>。かれの強調する点は、思いやりのある政府として国民全部に減税の恩恵を与えようとすることであり、そのために最高税率だけではなく最低税率の引下げを提案したのであろう。しかし、アメリカにおける真の意味の低所得者はそもそも所得税を払っていないのであり、ブッシュの減税提案の恩恵が彼らにどのような形で及ぶかはなんら言及されることはない。したがって、ブッシュ政権の真意としては、労働し、所得税を支払っている広範なミドルクラスに伝統的なアメリカのやり方で恩恵を与えようとすることに力点が置かれていたとみなしてよいであろう。

しかし、このような矛盾だらけのブッシュの減税哲学も幸運な時代背景に恵まれ、議会を通過する。もちろん、修正が施され最初の提案通りではなかったけれど。大規模な減税法案が通過しえた背景としては、「小さな政府」派の共和党が上下両院で多数派を占めていたことが一番大きかったが、そのほかにも大幅な財政黒字の存在、そして2001年にアメリカ経済がリセッションに突入したことなども大きかった。

アメリカの財政収支はクリントン政権下の1998会計年度(97年10月～98年9月)に黒字に転換したあと、1999年度、2000年度と黒字幅は大きくなり、2000年度には2,364億ドルの黒字を計上した(表1を参照)。このような大規模な財政黒字が存在したがゆえに、ブッシュは「それはあなたのお金だ」、「われわれは、請求書の金額を支払った人たちにあなたのお金の一部を送り返すべきだ」<sup>36)</sup>とすることができたのである。また、2001年に入ってアメリカ経済が急速に停滞するようになったことも減税法案の通過に追い風となった。リセッションのなかで「減税は消費者と企業家の手により多くのお金を残すことによって経済に刺激を与えるであろう」というブッシュ政権の言葉は信憑性をもつようになったのである。

以上のような好条件に支えられて、2001年6月に2001年経済成長・租税負担軽減調整法(EGTRRA)が成立した<sup>37)</sup>。EGTRRAの骨子は以下の通りである<sup>38)</sup>。

- ①夫婦の共同申告の場合は最初の12,000ドルについて、独身の家族の場合は最初の10,000ドルについて、個人の場合は最初の6,000ドルについては、新たに10%の税率にする。それらの課税所得以降、税率は15%になる。税率を徐々に引き上げていき、2006年以降、現在28%の税率を25%に、31%の税率を28%に、36%の税率を33%に、そして39.6%の税率を35%にする。2006年以降、個別の控除(itemized deduction)と人的控

- 除 (personal exemption) の制限を徐々に緩和していき、2010 年以降はその制限を撤廃する。10 %の課税ブラケットを過去に遡って実施する。その結果、2001 年に個人については 300 ドル、夫婦については 600 ドルの小切手を払い戻した。
- ② 児童一人当たりの扶養控除額を現行の 500 ドルから徐々に引き上げ、2010 年以降は 1,000 ドルにする。1 万ドル以上の勤労所得を得ている人については社会保障税が所得税を超過する程度に応じて戻し税を行う。
  - ③ 現行では独身納税者の 167 %となっている標準控除と 15 %のブラケットの適用範囲を徐々に拡大し、最終的にはそれらを独身納税者の 2 倍にすることによって夫婦の共同申告に対して結婚重課税 (ペナルティ) を引き下げる。
  - ④ 雇用主提供の保育への支出に対して 25 %のクレジットを提供する、そして扶養ケアと養子クレジットを増額する。
  - ⑤ 遺産税と贈与税の税率を 2007 年までに徐々に現行の 55 %から 45 %へと引き下げる。そして、実効控除額を現行の 67 万 5,000 ドルから、2002 年には 100 万ドル、そして 2009 年には 350 万ドルへと引き上げる。
  - ⑥ 生存する配偶者への移転に対する軽課 (330 万ドル) をもったキャピタル・ゲイン課税の代わりに 2010 年に遺産税部分を完全に廃止する。
  - ⑦ IRA の年拠出限度額を現行の 2,000 ドルから徐々に引き上げ、2008 年以降 5,000 ドルにする。そして 401 (k) への拠出限度額を現行の 10,500 ドルから徐々に引き上げ、2006 年以降 15,000 ドルにする。そして、50 歳以上の個人はさらに多額の、キャッチアップ拠出をすることを許可する。そして、2006 年に Roth401 (k) 勘定を許可する。勤労所得が 50,000 ドル以下の家庭に対して退職貯蓄の一時的な税制上の特典を設ける。
  - ⑧ 大学授業料支出の最大限 4,000 ドルの控除を認める。大学授業料積立計画からの引出しを非課税にし、民間の制度がこれらを提供することを許可する。納税者が同時に HOPE または生涯学習クレジットを要求することを許可する。そして、学生ローン利子控除に対する 60 ヶ月制限を撤廃する。
  - ⑨ AMT の控除額を現行の独身について 33,750 ドル、夫婦共同申告について 45,000 ドルを 2001 年から 2004 年にかけては 35,750 ドルと 49,000 ドルに引き上げる。

一目でわかるように、ブッシュ政権が提案した減税構想の大部分が 2001 年法のなかに採り入れられている (最高税率の引下げは 33 %ではなく 35 %にとどまってはいるものの)。とくに、ブッシュが強く主張していた、あらゆる所得層の納税者に対する所得税減税がこの減税法の中心となっていることもわかる。また、IRA や 401 (k) への拠出許容額を増やすなど、社会保障の自助努力を税制面からいっそう支援しようとしていることも伺うことができる。なお、この減税法の重要な特徴として、法律のすべての条項が 2011 年 1 月 1 日以降は廃止さ

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

れる（減税実施前の状態に戻る）というサンセット条項が付いていた。もちろん、議会が延長を決議すれば、減税は延長されるのであり、それゆえこのサンセット条項をめぐる様々な議論が戦わされた<sup>39)</sup>。

2001年9月11日に世界貿易センターへのテロ攻撃があった。これ以前においては、たとえ2001年の減税法案が通過したとしても、連邦財政はなおしばらく黒字を計上するであろう、と多くの人々が考えていた。まもなくして、これらの楽観的な黒字予測は放棄されることになった。経済のスローダウンと株式価格の不振が結びついて、歳入不足が急に生じるようになったからである。テロリズムの脅威と経済のスローダウンが議会と大統領に財政の慎重な運営を無視する口実を与えた。テロリズムの阻止とは関係のない農家への寛大な補助金や防衛費の増大が容易に議会を通過し、いくつかの社会支出法案もまた支出の拡大へと導いた。そして、歳入不足が大幅に膨れ上がりはじめようとしているにもかかわらず、経済対策として再び減税が用いられるようになった。

それは最終的に、2002年雇用創出・労働者援助法（JCWAA）として結実した。その法律には、追加的な臨時失業援助の提供、テロ攻撃後のニューヨーク市に対する租税負担の軽減などが盛り込まれていた。しかし、歳入に対する影響力という点では、設備の購入に対する特別減価償却が最も重要な規定であった<sup>40)</sup>。

2002年の後半以降、ごくゆっくりとしたペースではあったが、景気は上向きはじめた。しかしながら、この経済成長の回復に伴って、失業率はなかなか低下しなかった（2002年で5.8%、2003年で6.0%）。ブッシュは巨額の財政赤字にもかかわらず3年連続で、雇用対策として減税を用いることを決意した。2003年1月28日の一般教書演説において、「経済が成長すれば雇用が創出される。アメリカ国民がより多くのお金を支出し投資すれば、経済は成長する。そして、国民にそうした金を確実に持たせる最良かつ最も公平な方法はまず何よりも課税しないことである。私は、2004年および2006年に予定されているすべての所得税減税を恒久減税とし、しかも今年実効力をもつよう提案する」とブッシュは議会と国民に対して述べた<sup>41)</sup>。この提案は法案化され、両院において共和党が多数を占める議会を2003年5月23日に通過し、2003年雇用・成長租税負担軽減調整法（JGTRRA）となった<sup>42)</sup>。

その法律の骨子は以下の通りである<sup>43)</sup>。

- ① 2003年から2004年にかけて児童税額控除を現行法の600ドルから1,000ドルに引き上げ、2005年には現行法（2001年に制定されたフェーズインとフェーズアウト）へと復帰する。2003年から2004年にかけて共同申告者に対して15%の課税ブラケットと標準控除を拡大させ、そして2005年に現行法に復帰する。2003年から2004年にかけて10%の税率ブラケットを拡大し、2005年に現行法に復帰する。2006年に次の税率区分を、すなわち10%、15%、25%、28%、33%、35%を実施する。2003年から2004年にかけて

個人の AMT 控除額を単一申告者には 4,500 ドル、共同申告者については 9,000 ドル分増加する。

- ② 2003 年から 2007 年にかけて、キャピタル・ゲインの最高税率を 20 % から 15 % に、そして低所得の納税者のゲインについては 10 % から 5 % に引き下げる。2008 年にはそれは 15 % と 0 % になり、2009 年には現行法 (20 % と 10 %) に復帰する。配当についてもキャピタル・ゲイン課税と同様に、2003 年から 2007 年までの間は 15 % と 5 % の税率で課税し、そして 2008 年には 15 % と 0 % の税率でもって課税し、2009 年には現行法 (20 % と 10 %) に復帰する。
- ③ 物的資産の購入については、2003 年から 2004 年の間はボーナス減価償却をすなわち 50 % までの費用化を認め、2005 年に現行法に復帰する。そして、費用化する金額を 25,000 ドルから 100,000 ドルに引き上げることによってセクション 179 に基づく償却 (100 % の償却) を拡大させる。そして、フェーズアウトの基準を 200,000 ドルから 400,000 ドルに引き上げる。
- ④ 2003 年から 2004 年にかけて州財政の負担軽減を目的として、基本サービスに使用する資金として 100 億ドル、メディケイドのための資金として 100 億ドル、すなわち計 200 億ドルを提供する。

以上、みられるように、2001 年に制定された減税 (税率の削減と児童税額控除) の加速化とキャピタル・ゲインと配当といった資本課税の減税、そしてボーナス減価償却という手段による法人税の減税が中心となっていた。

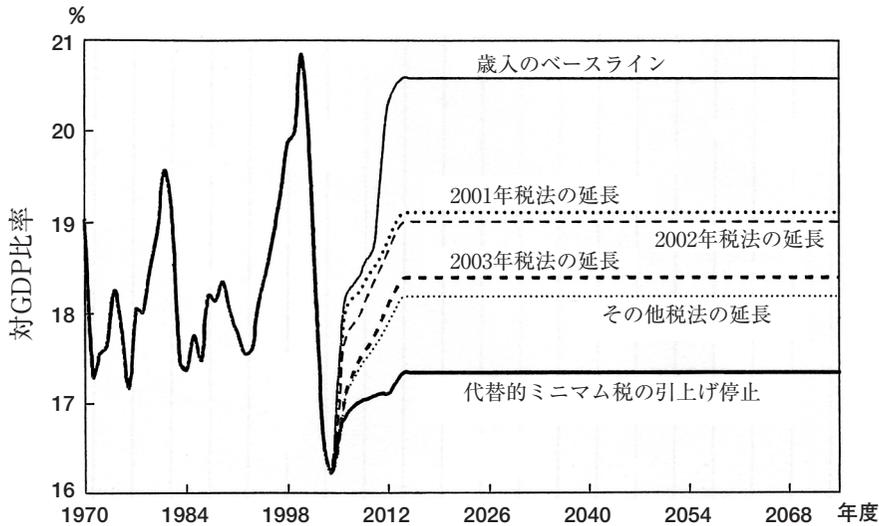
それでは、2001 年から 3 年続けて実行された減税はトータルで一体どのくらいの規模であったのであろうか、またそれは国民の各所得階層にとって分配上どのようなインパクトを与えたのであろうか。以下において、そのことの考察に進むことにしよう。

## 2. 減税の規模

2001 年、2002 年、2003 年の減税を合計すると、減税規模はきわめて大きかった。そして、これらの減税は財政赤字膨張の大きな原因となった。まずは、シャピロとフリードマンの研究からみてみよう。彼らの計算によれば、3 ラウンドの減税によって 2004 年において 2,760 億ドルの歳入減となり、さらに赤字が生む利子費用 200 億ドルと合わせた総コストは 2,970 億ドルにもなる。それは GDP の 2.6 % にも相当する規模である。そして、もし減税がブッシュ政権の希望通りに永続化し、AMT の伸張に対する現在の救済制度が継続すると仮定すれば、2005 年から 2014 年の 10 年間の減税規模は 2.8 兆ドルにものぼり、2014 年の減税コストは GDP の 2.1 % に相当すると予測している<sup>44)</sup>。

しかしながら、議会がほとんどの減税措置を 2010 年または 2013 年以降は廃止する予定でいること (この公式見解を受け、議会予算局による歳入予測も 2005 年の GDP の 17.5 % から

図1 2004年税法が持続した場合の連邦政府歳入規模



出典) Steuerle (2004) p.226 より引用。

2016年には19.7%まで上昇することになっている)<sup>45)</sup>、AMTにおける児童税額控除や所得控除水準がインフレ調整されていないために、減税規模を将来にわたって正確に推計することは困難である。そのことを十分に考慮に入れたうえで、スチューエルはブッシュ政権下のおおよその減税規模を図1のように表示している。

2001年法が完全実施されると、最終的には減税コストはGDPの約1.5%になる。2002年法による減税コストはGDPの約0.2%となる。2003年減税法のコストはGDPの約0.5%となる。研究・開発税額控除などその他の延長でGDPの約0.2%、AMTにおける減税調整がGDPの約0.5%~1%となる。かくして、トータルのコストはどの減税が延長され、どの減税が延長停止になるかに依存するが<sup>46)</sup>、GDPの約3%にまで増大しうる。

上記のような規模のブッシュ減税を1981年のレーガン減税と比べてみよう。1981年のレーガン減税がもし完全に実施されていたら、そのコストはGDPの約6%になっていた。それゆえ、経済規模との比較で言うと、最初のレーガン減税は最初のブッシュ減税の2倍以上の規模であった。しかし、ブッシュ政権第1期のあらゆる減税を付け加え、AMTにおける変更の可能性を計算に入れると、そしてそれらをレーガン政権第1期における減税と増税を比べてみると、二つの政権における減税規模はかなり近づいてくる<sup>47)</sup>。

次に、この二つの政権の減税をそれ以前の租税の変化との関連で考察してみよう。

レーガンの減税はそれ以前の実効税率の上昇とほぼ同じ規模であった(図1を参照)。以前の上昇の大部分は1970年代後期におけるブラケット・クリープに起因していた<sup>48)</sup>。当時、年インフレ率は時々10%を超えており、このインフレがもたらす限界税率の上昇は中位所得の

2 倍の所得をもつ家計層にとってとくに大きかった<sup>49)</sup>。図 1 が示すように、2001 年減税前においてもまた、歳入の GDP 比率は急増していた。その原因の一つとして、クリントン政権下の 1993 年税制改革（増税）があったが、それよりも重要であったのは株式市場のバブルによるキャピタル・ゲインの実現とストック・オプション行使の大規模な増加であった。また、多くの中位から上位所得の家庭、とくに夫婦ともに平均以上の賃金を得ている共稼ぎ家庭はより高いブラケットへと移っていった。このようなさまざまな理由によって、平均税率は 2000 年において平時の最高である GDP の 20.9 % にまで上昇した（表 1 を参照<sup>50)</sup>。

この平時において最も高い平均税率を単純に低下させることが最初のブッシュ減税の主要な意図の一つであった。2001 年の減税がそれなりの説得力をもち、議会を通過した背景にはこの事実があった。しかしながら、キャピタル・ゲインの実現と高額所得者によって支払われる税は 2002 年に急激に下落した。1990 年代の税増収はバブル的要素を含んだ一時的なものでしかなかったのである（それに対して、1970 年代後期の税増収は減税立法がなければ永続的な性格をもつ増税であった）。経済不況が 1990 年代の税の増収構造のバブル性を暴露し、さらに明らかに行き過ぎた是正措置となった 3 年連続の大規模な減税政策の結果、2004 年にはアメリカの税収の対 GDP 比率は 1950 年以降最低を記録した（表 1 を参照）。

以上要約すると、長期的視点から見たとき、2001 年ブッシュ減税はそれ自身それほど大規模な減税ではなかった。それは第 2 次世界大戦後の典型的な平均税率の狭い範囲にすっぽりと収まるものであった。しかし、2001 年と 2003 年の減税を合計し、永続的なものとしたとき、そして AMT の伸張が停止され、研究・開発租税控除が拡大されると、これらの減税規模は GDP の約 3 % にもなり、総税収規模は第 2 次世界大戦以降最低水準近くになる。

それゆえ、この減税が永続化されるならば、そして税収に見合う形で歳出が大幅に削減されるならば、ブッシュ政権期においてアメリカ福祉国家を支える財政の規模と構造は縮小の方向に大きく再編されたと言いうる。そのことをより明らかにするために、この減税が国民の各所得階層にどのようなインパクトを与えたかを見ていくことにしよう。

### 3. 所得階層への影響

ブッシュ政権下での減税が各所得階層にどのような影響を与えたかを確認するために、この分野における代表的な研究成果をみていくことにしよう。

表 2 は、2001 年と 2003 年の所得税減税が各所得階層（10 分位に分けている）に分配上どのようなインパクトを与えたかをみたものである。低所得階層で実効税率がマイナスとなっているのは、勤労所得税額控除（EITC）と児童税額控除の払い戻しを受けているためである（予算上、これらの税額控除の払い戻し部分は内国歳入局によって管理されてはいるものの支出として勘定されている）。ブッシュ大統領は所得税を納めている人に対してのみ児童税額控除を 500 ドルから 1,000 ドルに引き上げることを提案したが、議会において最終的に成立した

ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

表2 2001年と2003年減税法による所得税変化の分配

所得の100 分位 <sup>a</sup>	実効所得税率 <sup>b</sup>					
	2003			2010		
	2001年 減税前	2003年 減税後	差異	2001年 減税前	2003年 減税後	差異
0 - 10	- 0.3	- 0.7	- 0.5	- 0.2	- 0.2	0.0
10 - 20	- 9.4	- 9.5	- 0.2	- 10.3	- 10.4	- 0.1
20 - 30	- 6.7	- 7.4	- 0.8	- 7.3	- 8.2	- 0.9
30 - 40	- 1.1	- 3.3	- 2.1	- 0.8	- 3.2	- 2.4
40 - 50	3.8	1.4	- 2.4	4.7	2.3	- 2.4
50 - 60	7.2	4.9	- 2.2	8.1	6.3	- 1.8
60 - 70	8.9	6.8	- 2.1	10.0	8.4	- 1.6
70 - 80	10.1	8.1	- 2.0	11.4	9.9	- 1.5
80 - 90	11.8	9.2	- 2.5	13.6	12.1	- 1.5
90 - 100	21.1	18.2	- 2.8	22.4	20.8	- 1.7
全体	13.7	11.2	- 2.5	15.4	13.7	- 1.7
捕捉						
90 - 95	14.4	11.6	- 2.8	16.0	15.0	- 1.0
95 - 99	18.6	16.2	- 2.5	20.5	20.0	- 0.5
上位1パーセント	28.1	24.8	- 3.2	28.6	25.4	- 3.2

注) a. 所得概念は粗所得プラス賃金税の雇用者拠出分として計算されている。

b. 払い戻し可能な税額控除額（勤労所得税額控除と児童税額控除）を含む。

原資料は、Urban-Brookings Tax Center Microsimulation Model

出典) Steuerle(2004) p.215 より引用。

法は修正され、税を支払ってしようがいまいが1万ドル以上の所得をもつ人びとについても適用されるようになったのである<sup>51)</sup>。

2003年と2010年においても、プラスの所得税を支払っている層においては、最高所得1%の最高所得層を除けばどの層も2003年において2~3%ポイント、2010年において1~2%ポイントの実効税率の低下となっている。そういう意味で、この表をみる限り、ブッシュ政権が強調していたように、ブッシュ減税提案はアメリカの全家族に恩恵をもたらすのだという主張が当たっているようにみえる。

次に、所得税だけではなく法人税や遺産税の減税を含んだ減税（2001年から2003年にかけての）の分配効果（2004年）についてみてみよう（表3を参照）。所得階層を5つに分け、ちょうど真ん中の階層についてみると、この階層は平均して647ドルの減税を受け、税引き後の所得は2.3%の増加となる<sup>52)</sup>。それに対して、トップ1%の最高所得層は平均して約35,000ドルの減税を受け、税引き後の所得は5.3%の増加となる。100万ドル以上の所得の家計は平均して123,660ドルの減税となり、税引き後の所得は6.4%もの増加となる。このことを別の観点からみると、5分位の中間層20%の人びとが受ける減税はブッシュ減税全体の8.9%しかなく、トップ1%の人びとが受ける減税は全体の24.2%、そしてアメリカの家計のわずか

表 3 減税利益の分配 (2004 年)

所得階層	単位：ドル				
	平均減税額	ミドルクラス向けの 3つの減税項目	その他の 減税項目	税引後所得の 増加率	減税額全体に 占めるシェア
5分位中の中間20%所得層	647	547	100	2.3%	8.9%
所得上位1%の所得層	34,992	1,320	33,672	5.3%	24.2%
100万ドル以上所得層	123,592			6.4%	15.3%

注) 減税利益は 2001 年, 2002 年, 2003 年の減税法を反映したものである。

出典) Shapiro and Frieden (2004) p.viii の table3 に基づき作成

0.2%を占めるに過ぎない 100 万ドル以上の所得の家計が全体の 15.3%もの減税を享受することになる。

なぜ、このような結果となるのであろうか。

それは、10%の租税ブラケットの新設、児童税額控除の拡大、夫婦共同申告への減税といった、いわゆるミドルクラスを対象とした3つの減税項目が全体の3分の1を占めるに過ぎなく、減税の大部分は最高税率の引下げ、配当とキャピタル・ゲイン課税の減税、遺産税の減税・廃止といった、富裕階層に圧倒的に有利な減税項目によるものであったからである<sup>53)</sup>。

このように富裕階層がブッシュ減税から圧倒的恩恵を得ていることがわかるが、それでも減税のみに着目すれば、ミドルクラスも低所得者もわずかであろうと恩恵を得ており(表2が示すように、減税率に注目すればかなり公平な減税のようにすら見える)、ブッシュ政権の主張を完全に覆すことはできない。この減税の背後にあって、なかなか見えにくいのは、減税の結果、レーガン政権以降経験したように既存の社会支出が削減されたり、国民的健康保険制度のように必要性が高いプログラムであるにもかかわらず財政的理由からなかなか新設されないという事実である。

すなわち、減税に関する議論でしばしば忘れがちなのは、誰かが、どこかで、いつかは減税分を支払わなければならないという事実である。支払いは他の税の増税あるいは政府プログラムの削減という形をとるかもしれない。それは、今すぐに生じるかもしれないし、後で生じるかもしれない。しかし、財政上の原則にしたがって、支払いはいつか必ず行われなければならない。今までのところ、2001年から2003年にかけて制定された減税は国債の増発によって賄われてきた。これは必要な支払いを延期しているものの、支払いそのものをなくしたわけではない。

しかし、このような財政上の原則に対して、減税擁護者たちは、アメリカにおけるこれらの減税は必ずしも将来の増税や将来の支出削減を意味しないと主張する<sup>54)</sup>。一つの主張は、減税への支払いは永続的に延期することが可能であるという議論である。すなわち、もし国債が経済よりもゆっくと成長することがわかっているならば、減税によって国債の増大比率を経済の成長率と等しいところまで上げることは可能であり、持続可能でもある。しかし、

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

ほぼ一貫して赤字を記録してきた連邦財政の実態（表1を参照）や今後の人口の高齢化と医療コストの上昇を考慮に入れば、この説の非現実性は明らかである。

もう一つの主張は、減税は人々の行動変化を通じて自ら賄うことができる、すなわち減税は経済成長を大いに促進し、かくして租税収入を増大させるという議論である。しかし、現在のアメリカにおいて、この見解を支持するような信頼に足る証拠はない。財政赤字をもたらす減税は長期的に経済に対して2種類の効果を生み出す<sup>55)</sup>。第1の効果は、減税が限界所得税率を削減する程度に応じて、人々の勤労を増大させ、貯蓄を増大させる効果である。これらの「供給側」の効果はプラスになる可能性が高いが、それは小さな効果でしかない。第2の効果は、財政赤字の増大が国民の貯蓄を削減し、そのために将来の国民所得を削減する効果であるが、いくつかの研究が示すように、これらの効果は相当なものである。このプラスの効果とマイナスの効果を足し合わせたものが、赤字財政をもたらす減税が経済成長に及ぼす全体的効果であるが、ブッシュ減税が長期的な成長にプラスの効果をもたらす可能性は少ない<sup>56)</sup>。

以上のように、減税は経済成長によってすべての人に利益をもたらすという減税擁護者たちの主張が根拠薄弱であるとすれば、減税を最終的に支払うのは一体だれかということがきわめて重要な問題となってくる。この問題に対して、ゲールとオルスザーグとシャピロの研究は、次のような2つの仮説的なシナリオを立てて、検証している<sup>57)</sup>。

第1のシナリオは、減税を支払うために各家計が毎年同等の金額を支払うということを仮定している。このシナリオのもとでは、各家計は2001年と2003年の法律に基づいて直接的な減税を享受するが、各家計は2001年と2003年の減税を支払うために政府支出の便益の削減と他の形の税の増税という組合せで毎年1,520ドルを支払うことになる。もし、減税の大部分が支出の削減によって賄われるならば、このシナリオに近い事態が生じることになる。ゲールたちはこのことを「定額支払い (equal-dollar financing)」と呼んでいる。

第2のシナリオは、減税を支払うために各家計が毎年所得の同率金額を支払うということを仮定している。このシナリオのもとでは、各家計は2001年と2003年の法律に基づいて減税を享受するが、同時に各年度に家計所得の2.6%を支払う。もし、減税が支出の削減と累進税の増税との組合せを通じて賄われれば、このシナリオに近い事態が生じる。ゲールたちはこのことを「定率支払い (proportional financing)」と呼んでいる。

第1のシナリオの結果は、表4に示されている。第5分位中の最低所得グループが最も大きな損失を被っている。彼らが受ける平均的な減税は19ドルに過ぎないが、1,520ドルの支払いによって、平均的な損失は年1,500ドルにのぼる。5分位の中位家計については、平均的な損失は毎年869ドルになっている。それとは著しく対照的に、5分位中の最高所得20%の家計は、平均して3,934ドルの利益を得ている。とくに、上位1%の家計は38,784ドルもの利益を、そして上位0.1%の家計は202,866ドルという莫大な利益を得ている。

表 4 定額支払いを仮定した場合の 2001 年および 2003 年減税の分配効果  
(所得階層別の年効果：2004 年ドル価値で表示)

所得分位	純所得減少の課税単位			純所得増加の課税単位			総課税単位	
	数 (千)	所得層全体に 占める比率	平均減少額 (ドル)	数 (千)	所得層全体に 占める比率	平均増加額 (ドル)	平均増減額 (ドル)	AIT における 変化率 (%)
第 1 分位	28,123	99.9	- 1,505	20	0.1	3,656	- 1,502	- 21.1
第 2 分位	28,078	97.8	- 1,228	623	2.2	523	- 1,190	- 7.0
第 3 分位	26,066	90.8	- 1,029	2,637	9.2	713	- 869	- 3.1
第 4 分位	23,033	80.2	- 672	5,671	19.8	765	- 388	- 0.8
第 5 分位	3,904	13.6	- 497	24,797	86.4	4,632	3,934	3.2
全体	109,743	76.5	- 1,110	33,766	23.5	3,609	0	0.0
補足								
上位 10 %	586	4.1	- 787	13,766	95.9	7,305	6,974	3.9
上位 5 %	244	3.4	- 872	6,931	96.6	12,229	11,783	4.6
上位 1 %	72	5.0	- 1,024	1,363	95.0	40,875	38,784	5.9
上位 0.5 %	30	4.1	- 1,116	688	95.9	68,575	65,686	6.5
上位 0.1 %	4	2.7	- 1,683	140	97.3	208,547	202,866	7.3

注) 定額支払いの負担は課税単位につき 1,520 ドルとなる

原資料) Urban - Brookings Tax Policy Center Microsimulation Model

出典) Gale, Orszag, and Shapiro (2004) Table3 より引用。

この表 4 はまた、各所得グループにおいて損失者と利得者がそれぞれどれくらい存在するかについても推計している。家計全体の 76.5 % (約 1 億 1000 万家計) が減税のないときよりも損失を被っている。第 1 分位の 99.9 %, 第 2 分位の 97.8 % が損失を被っていることからわかるように、低所得家庭の経済状況は減税によって明らかに悪化する。それとは対照的に、最高分位 20 % の家計の 86.4 % は利益を得ている。トップ 10 % の集団にいたっては、96 % の家計が利益を得ている。

第 2 のシナリオの結果は、表 5 に示されている。このシナリオは定額支払いのシナリオに比べると幾分逆進性の度合いが小さいけれど、それでも最高所得 20 % の家計の平均的な利得が 954 ドルであるのに対して、下位の 5 分の 4 の家計はいずれのグループも平均すれば損失を被ることになる (ただ、中位のグループの約 4 分の 1 の家計は利得を得るようになるということは注意しておく必要がある)。

以上みてきたように、ゲールたちの研究によれば、どちらのシナリオにおいても、大部分の家計は損失を被ること、そしてかなりの所得が大多数から成る低所得と中所得の家計から少数の富裕な家計へ移転されることを示している。この結論の基本的趣旨は明白であり、ブッシュ減税の階級の性格を余すことなく示している。その理由は、2001 年と 2003 年の減税は、遺産税、キャピタル・ゲイン課税、配当課税、最高税率を含む税制の最も累進的性質をもっている部分への減税であったからである。今後、このような高所得者への減税が撤回されないならば、アメリカの財政規模は小さくなり (図 1 を参照)、アメリカの税制と財政はその累

ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

表5 定率支払いを仮定した場合の2001年および2003年減税の分配効果  
(所得階層別の年効果：2004年ドル価値で表示)

所得分位	純所得減少の課税単位			純所得増加の課税単位			総課税単位	
	数 (千)	所得層全体に 占める比率 (%)	平均減少額 (ドル)	数 (千)	所得層全体に 占める比率 (%)	平均増加額 (ドル)	平均増減額 (ドル)	AITにおける 変化率 (%)
第1分位	28,049	99.7	- 182	95	0.3	1,425	- 177	- 2.5
第2分位	23,449	81.7	- 308	5,252	18.3	473	- 165	- 1.0
第3分位	21,380	74.5	- 536	7,323	25.5	671	- 228	- 0.8
第4分位	23,033	80.2	- 681	5,670	19.8	731	- 402	- 0.9
第5分位	17,090	59.5	- 1,232	11,611	40.5	4,171	954	0.8
全体	113,509	79.1	- 533	30,000	20.9	2,018	0	0.0
補足								
上位10%	8,350	58.2	- 1,770	6,001	41.8	7,075	1,928	1.1
上位5%	4,208	58.7	- 2,793	2,967	41.3	12,717	3,621	1.4
上位1%	651	45.4	- 9,494	784	54.6	34,985	14,793	2.2
上位0.5%	236	32.9	- 16,980	481	67.1	49,513	27,634	2.7
上位0.1%	27	18.6	- 53,311	117	81.4	125,763	92,174	3.3

注) 所得に対する定率支払いは課税単位の現金所得の26%に相当する。  
原資料) Urban - Brookings Tax Policy Center Microsimulation Model  
出典) Gale, Orszag, and Shapiro (2004) Table 5より引用

進性を大きく低下させることになるであろう。

確かに、ブッシュ減税はアメリカ福祉国家の最大の政治基盤であるミドルクラスの短期的要求に政治的に応えたものであった。しかし、現代福祉国家における減税はどのような形態のものであれ支出サイドに影響を及ぼす限りにおいて、再分配を低下させる傾向をもつ<sup>58)</sup>。支出は租税よりもはるかに平等に分配される傾向をもつからである。ブッシュ減税のように富裕者にきわめて有利な減税であれば、なおさらそのことは当てはまる。経済の格差が拡大しつつある状況下で、この減税政策はいささかの合理性も持ち得ない。問題はそれが政治的に、社会的に、そして経済的にどこまで持続可能かという点に絞られる。もし、それが今後長く持続するのであれば、それはアメリカ福祉国家の財政基盤をいっそう脆弱なものにすると同時にアメリカ福祉国家の性格を富裕者にいっそう有利なものへと変えていくことになるであろう。

それにしても、ブッシュ政権の目標と実際の政策は矛盾に満ちている。ブッシュ政権は「思いやりのある保守主義」を公然と掲げ、その就任演説において次のように述べていた。「アメリカ市民の多くは繁栄しているけれど、わが国の将来性、いや正義についてすら疑問を投げかける人々がいる。アメリカ国民のうちの一部の人たちの希望は不十分な教育、隠された偏見、出生環境によって制限を受けている。そして、国民の間の相違 (differences) は

時々極めて深刻で、われわれは同じ大陸を共有していても、同じ国を共有しているようにはみえないほどである。われわれはこの事態を受け容れないし、許容しない。国民の統一性 (unity) と一体性 (union) はあらゆる世代において指導者と市民が真剣に取り組むべき仕事である。そして、これは私の心からの誓約である。私は正義と機会の一つの国民を創出するために働くつもりである<sup>50)</sup>」。

ブッシュの以上の指摘はアメリカが抱える最も大きな問題を鋭く抉り出しており、その問題に指導者として真剣に取り組む宣言をしている。しかし、この深刻なアメリカ人の差異を縮小し国民としての統一性を確保しようとするならば、安定した財源の確保が何よりも必要なのである。すべての子供たちに教育を提供するうえでも、貧困状態にあるアメリカ国民に手を差し伸べるにも、従来以上の財源が政府にとって必要なものであり、「それはあなたのお金だ」といって納税者に還付する余裕はないはずである。また、ニューエコノミーの進展とともに所得の不平等がますます深刻化しているアメリカ社会において、富裕層に圧倒的に有利な減税をすることはアメリカ国民の間の差異を拡大しこそすれ、決して縮小しはしない。また、遺産に対する課税を廃止してしまえば、「アメリカをアメリカたらしめている」機会の平等すら困難となる。このようなブッシュの政策は結果的には「正義と機会の一つの国民」の創出には繋がらず、むしろ国民の間の「相違」の一層の拡大に終わるのであろう。

格差の拡大に非常に鈍感な政治と政策はアメリカ国内の統一を危うくするのみならず、国外でのアメリカの威信をも傷つけ、長期的にみてアメリカの体制を弱くするであろう。そういう意味において、偏った減税に代表されるブッシュ政権の政策は大きな矛盾を孕んだ、きわめて非合理的な政策であったと言わねばならない。

#### IV. メディケアの改革

##### 1. 2003 年メディケア改革法の背景

アメリカの唯一の公的医療保険である 65 歳以上の高齢者を対象としたメディケアは慢性的な長期ケアをカバーしていないなど信頼に足る医療保険制度としては欠陥をもっていたが、もう一つの大きな欠陥は外来処方医薬品の費用をカバーしていないことであった<sup>60)</sup>。処方医薬品の価格上昇や医療のなかで薬による治療の重要性が増すにつれて、高齢者の一部にとっても、そして政府にとっても見過ごすことができない問題となっていた。

このため、メディケアに外来医薬品給付を付加することは長年にわたって議会で審議されてきたのみならず、実際に 1988 年メディケア高額療養費支給法 (the Medicare Catastrophic Coverage Act of 1988) の一部として制定された。その法律は、1991 年においては、外来医薬品に関する患者の年間責任負担額 (= 保険金控除額) を 600 ドルと定め、その責任負担額を超える部分については 50 % の自己負担 (残りの 50 % はメディケア・パート B が支払う) で

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

済むよう定めていた。そして、1993年までに患者の自己負担割合は20%にまで引下げ、その代わりに年間責任負担額は引き上げる予定にしていた<sup>61)</sup>。

この制度は高齢者によって完全にファイナンスされるようになっていた。すなわち、総費用の37%については高齢者に対する付加保険料（1990年については、月額10.36ドル）でもって、そして残りの63%については高所得のメディケア加入者から所得税額に応じて徴収する超過保険料を通じて賄われることになっていた。4万ドル以上の高所得者に関して言うと、その特別徴収額は1989年に800ドル、そして1993年には1,050ドルに引き上げられる予定であった。しかし、多くの高所得加入者はすでに雇用主の提供する退職者健康保険を通じて外来処方薬のカバリッジを有しており、いかなる追加給付に対しても超過保険料を支払う気にはなれなかった。かれら高齢者の政治的反対は強力で、議会は1年後に処方医薬品のカバリッジを含んだ規定の大部分を廃止した<sup>62)</sup>。

スチューエルは、その失敗の主要因を、議会が価値ある目的を立法化しながらもそれらの財政的および行政的コストに十分な注意を払わなかったことに求めている。すなわち、「最初から財源の手当ての仕方が給付の側と同じくらい重要性を与えられるべきであった。相対的に小さな給付の再分配の目標を達成するために納税者と国税局に絶えず新しい行政的複雑性を議会は課すことはできない。毎月の給付制度を毎年の徴収（所得税）制度につき足したこともほとんど道理にかなっていなかった。」<sup>63)</sup>と述べている。アメリカの福祉国家の失敗を考えるばあい、いかに合理的に財源を付与するかがつねに重要な問題になるのであり、このスチューエルの指摘はきわめて正しいとわれわれは考えている<sup>64)</sup>。

クリントン政権下における1993年保健医療保障法案は、250ドルの年責任負担額、20%の自己負担、1,000ドルのストップ・ロス規定を設けるといった具合に、1988年高額療養費支給法よりもっと寛大なメディケア処方薬給付を提案していた。年責任負担額とストップ・ロス金額は被保険者の半数以上が何らかの恩恵が得られるような形でインデックス化されることになっていた。給付はパートBに付け加えられることになっており、財源について言うと、75%が一般歳入から、そして25%がパートBの追加保険料から支払われることになっていた。このように財源付与のあり方は1988年法に比べれば合理性をもっていたが、この保健医療保障法案もまた実現することはなかった。その敗退の主要な原因は雇用主に従業員に対する医療保険を提供するよう義務付けていることにあったが、この法律が規定していた薬価の管理メカニズムに医薬費品業界が強力に反対したことも大きかった<sup>65)</sup>。

しかしながら、メディケアによる薬剤費給付を要求する声は依然持続していた。とくにその声は薬剤費の増加と保険未加入者がより高い薬価を支払わざるを得ないという価格差別によって拍車をかけられた。その要求に応じて、クリントン政権は1999年にメディケアDを通じて薬剤費をカバーする提案を導入した。また、2000年と2002年には共和党主導で類似の法案が下院を通過したが、上院で通過できなかった。ところが、2003年12月にブッシュ政権の

強い後押しのもとに、2003年メディケア処方薬改善・近代化法（the Medicare Prescription Drug Improvement and Modernization Act of 2003）が成立した。この法律がなぜ成立したのか、この法律の基本的特徴は何か、この法律はアメリカ福祉国家の展開に照らし合わせて、どのような歴史的意義をもっているのかについて、以下述べていこう。

法律成立の基本的背景としては、ブッシュ大統領も述べているように、近代医学が変化してきているにもかかわらず、メディケアのほうがそれに対応しきれていないことにあった。たとえば一人の患者につき 28,000 ドルのコストを要する潰瘍手術による入院にはメディケアは支払っているのに、ほとんどの潰瘍の原因を取り除く処方薬（1年につき約 500 ドルの費用となる）に対しては支払っていないという制度上の歪みを抱えていた。処方薬がメディケアに含まれば、高齢者はより高価な手術と入院をより少ない費用の処方薬でもって置き換えることが可能になる。しかし、政治的に何よりも重要なことは、アメリカのミドルクラスと呼ばれる勤労階級退職者の増大する処方薬支出に対する不安を「思いやりのある保守主義（compassionate conservatism）」や「活動的で思いやりのある政府（a vibrant and compassionate government）」を標榜するブッシュ政権<sup>66</sup>はもはや放置することができなかったということである。そういう意味で、高齢者に対するこのような姿勢は 1980 年代の政治において民主党も共和党もワーキング・プアの存在を無視できなくなったのと同じ状況だと言ってよい。

それでは、外来処方薬給付をメディケアに付加することを最も必要とした人は、高齢者のなかのどのような人で、どれほどの割合でいたのであろうか。議会予算局（CBO）の 2000 年における調査と分析に拠りながら、みてみることにしよう<sup>67</sup>。

CBO の分析によれば、2000 年においてメディケア被保険者のうち 75 %（人口にして約 3000 万人）は 1 年のうちのある時期をとれば、処方薬の費用について何らかの形で保険カバリッジを有しているが、25 %（約 1000 万人）は処方薬のカバリッジを有していない。処方薬のカバリッジを有している人の内訳を見ると、被保険者全体の約 30 % の人は雇用主の提供する退職者保険を通じて、16 % の人はメディケイド・プログラムを通じて、約 12 % の人はメディギャップ保険を通じて、残りの人々はメディケア+チョイス計画や州あるいは連邦のプログラムを通じてカバリッジを獲得していた<sup>68</sup>。

さらに、メディケア被保険者全体を所得水準によってグループ分けし、それぞれの所得グループのなかで処方薬についてのカバリッジをもたない比率を見てみると、「連邦貧困水準の 100 % から 150 % の間の所得グループ」が 32 % と最高で、次いで「150 % から 200 % の間の所得グループ」となっており、「400 % 以上の所得グループ」が 22 % と一番低い（図 2-a を参照）。きわめて低所得の人の大部分はメディケイドによってカバーされていること、それに対して比較的所得水準の低い人びと（まさにワーキング・プアの退職者）の多くは処方薬をカバーした民間保険を購入することが困難であること、また高所得の一部の人々は健康で処方

ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

図 2-a メディケア被保険者の所得水準別にみた処方薬カバリッジ (2000 年)

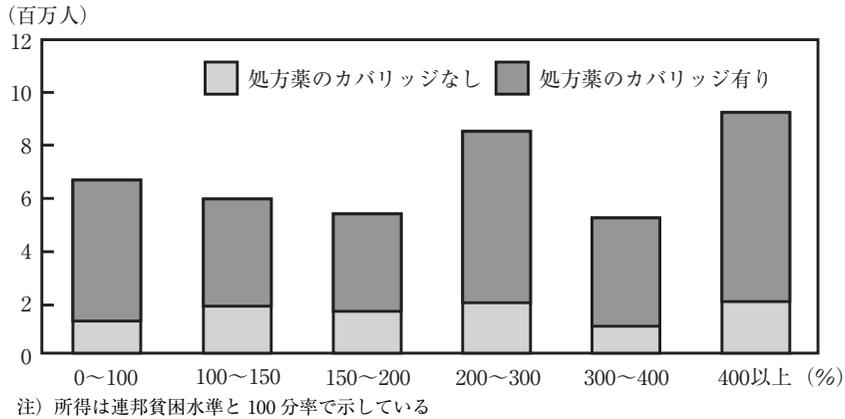
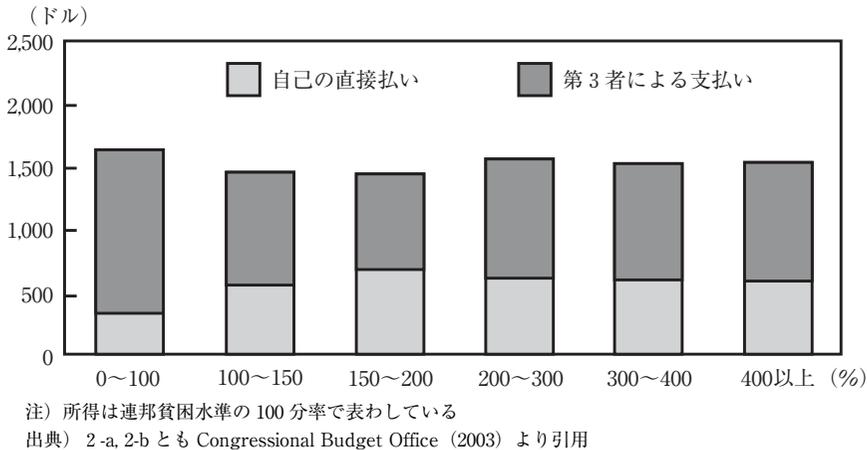


図 2-b メディケア被保険者の所得水準別にみた処方薬への支払い額 (2000 年)



薬をそれほど必要としないためあえて保険を購入しないことが、このような数字として表れている。

CBO の調査と分析によれば、メディケアの被保険者は 2000 年において平均して約 1,500 ドルの処方薬を購入した。そして、被保険者の 90% 以上の人はその年に少なくとも一度は処方薬を購入した。全体として、これらのコストの 8 分の 3 は患者本人の直接支払いであった。この数字はカバリッジを有しない人びと（処方薬のコストの全額を直接に支払う人びと）の支払いとカバリッジをもつ人びとの支払い（保険の本人支払い部分と控除部分）とを合わせた数字である。図 2-b は、2000 年におけるメディケア被保険者の平均的処方薬支出と患者本人の直接支払額を被保険者の所得水準グループで分けて見たものである。平均支出の全体についても、直接支払いについても、メディケイドでもって支払われる可能性の高い 100% 以

下の所得グループを除いて、すべての所得グループで金額にそれほど大きな差はない。このことから、ワーキング・プアの退職者階層とも言える 100 % から 200 % の所得グループの直接支払いの負担、そして民間保険の購入の負担がきわめて大きいことが推測される。極端な場合は、この法案の調印式に招待され、ブッシュ大統領がスピーチにおいて言及した、ヴァージニア州の Neil LeGrow のように、薬での治療に少なくとも月 100 ドルを使い、この薬代を稼ぐために退職年齢になってもなお働きに出ざるを得ない人もいた。

## 2. 2003 年メディケア改革法の内容

ここで、この法律の内容についてみていくことにする。

当然、この法律の中心はその名が示すとおり、①従来のメディケア・プログラムに処方薬給付を追加したことであるが、ブッシュ政権下における福祉国家再編の動きを明らかにしようとするわれわれにとっては、②高所得のメディケア被保険者に対する保険料の引き上げや③保健貯蓄勘定の新設もまた見過ごすことができない内容をもっていた。そこで、この 3 つの項目についてそれぞれ別個に考察を加えていくことにしよう。

### (1) 処方薬の給付

処方薬をメディケアの給付対象とするメディケア・パート D を設ける。メディケア被保険者はメディケアの処方薬プランか民間の医療プランのいずれかに加入することができる。本格的に制度が開始する 2006 年において、加入者は月 35 ドルの保険料を支払うことによって、年間の処方薬の費用が 2,250 ドルに達するまでは、250 ドルの責任負担額 (a \$250 deductible) を支払った後、25 % の自己負担 (25% enrollee cost sharing) で済む。処方薬の年間の自己負担費用が 3,600 ドル (トータルの給付額が 5,100 ドル) を超える部分 (これは一般に catastrophic drug coverage と呼ばれていた) については、5 % の自己負担で済むようになっていた。ただし、モラルハザードの防御を目的とした、ストップ・ロス規定によって 2,250 ドルから 5,100 ドルの範囲の処方薬給付の部分については、100 % 自己負担となっていた。なお、低所得者に関しては、それぞれの所得水準に応じて、保険料と自己負担額について補助する規定となっていた<sup>69)</sup>。

次に、このメディケア・パート D の予算規模であるが、議会予算局 (CBO) の予測によれば、処方薬に対するメディケアの支出は 2006 年に 410 億ドル、2007 年に 700 億ドル、そして 2016 年までに 2,020 億ドルに達する見込みである。これらのコストは加入者によって支払われる保険料収入とメディケアとメディケイドの両方のプログラムの資格をもつ個人に対する処方薬への過去のメディケイド支出に基づいて州から連邦に支払われる金額によって一部相殺される。CBO の推計によれば、それらの合計金額は 2006 年において 110 億ドル、2007 年において 170 億ドル、そして、2016 年には 470 億ドルに達する。したがって、ネットで見ると

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

と、パート D の創設によって、連邦政府は 2006 年において 300 億ドル、2007 年において 530 億ドル、そして 2016 年には 1,550 億ドルの負担増となることになる<sup>70)</sup>。しかしながら、プログラムは 2006 年 1 月に本格的にスタートしたばかりであり、実際のコストがどのようになるかを推測する確かな根拠となるものはほとんどない。ただ、現状の制度を前提にすれば、メディケアの財政規模が今後かなり増大していくことは確実なように思われる。ちなみに、CBO は 2016 年度の GDP を 20 兆 8390 億ドル、そして連邦財政の歳出総額を 4 兆 460 億ドルと予測しており、その年におけるパート D の総支出は GDP の約 1%、そして連邦歳出全体の約 5% を占めることになり、アメリカ財政にとって無視できない巨大なプログラムと言える<sup>71)</sup>。

### (2) 高所得者のメディケア保険料の引き上げ

この法案でそれほど注目はされなかったものの、われわれがメディケアの長期安定性にとってきわめて重大な意味をもつと思われる改革として、高所得のメディケア被保険者に対して所得に応じて保険料を引き上げた改革が挙げられる。

今まではメディケア・パート B の保険料はその年に予測されるプログラム支出の 25% に設定されており、被保険者の所得が本人の保険料を決定する基準とはなっていなかった。この改革によって、一定の所得基準（個人の納税申告については 8 万ドル、共同申告については 16 万ドルで、これらの金額はインフレ調整されていく）を超える被保険者について、パート B の保険料が引き上げられることになった。現行制度において、政府が保険料を 75% 補助しており、高額所得者についてそれほど高い比率で補助する必要性は薄いということがその引上げの根拠とされた。

したがって、所得が 8 万ドルから 10 万ドルの人については政府補助率が 65%（本人の保険料負担は 35% になり、保険料は従来よりも 40% の引上げとなる）、10 万ドルから 15 万ドルの人については政府補助率が 50%（保険料は 2 倍に引上げ）、15 万ドルから 20 万ドルの人については政府補助率が 35%（保険料は 2.6 倍に引上げ）、20 万ドル以上の人については政府補助率が 20%（保険料は 3.2 倍に引上げ）に引き下げられる。この政府補助率の引下げ＝保険料の引上げは 2007 年 1 月より 5 年をかけて段階的に実施され、2011 年以降は 100% 完全実施となる<sup>72)</sup>。

このように引上げの実施日をかなり遅らせ、しかも慎重にも段階的实施としたのは、1988 年高額療養費支給法のなかで処方薬給付のコストをメディケア被保険者への保険料引上げで賄おうとして高齢者から激しい抵抗を受けたことを議会が十分に学習していたからであった。また、同様に前回の失敗についての反省から、今回は内国税務庁（IRS）に保険料を徴収させるのではなく、所得情報をメディケア当局に提供させ、メディケア自身が社会保障年金の小切手から特別徴収することにした<sup>73)</sup>。

### (3) 保健医療貯蓄勘定 (HSA) の新設

保健医療貯蓄勘定 (Health Savings Accounts) すなわち HSA の創設は大きな議論を呼んだ。HSA とは本人、配偶者、またはその扶養家族の保健医療費の支払いに当てることができる、租税優遇措置が付いた貯蓄勘定である。HSA は 1996 年以降利用可能となった実験プログラムである医療貯蓄勘定 (Medical Savings Accounts) と類似しているが、MSA の有資格者は小企業の被用者と自営業者にのみ限定されていたのに対して、HSA は高額な控除をもつ医療保険プランに入っているすべての人に開かれていた。医療保険プランについての唯一の限定は、毎年の控除額 (自己責任額) が本人のみをカバーしているものについては最低 1,000 ドル、家族をカバーしているものについては最低 2,000 ドルを超えていることであった。

HSA への拠出は、もし雇用主によってなされるならば所得税と賃金税 (社会保障税) が、そして個人によってなされるならば所得税が、非課税となった。2004 年における拠出しうる最高額は本人のみをカバーしたものについては 2,600 ドル、家族をカバーしたものについては 5,150 ドルであり、その金額はインフレ調整されることになっていた。なお、55 歳以上の人は 2004 年においてさらに 500 ドル余分に拠出することができた (この額は段階的の増大し、2009 年以降は 1,000 ドルとなる)。その勘定によって生み出される利子と投資利益もまた HSA にある間は課税されることはない。そして、適格な医療費に支出されるのであれば、勘定から引き出されても非課税となる。ただし、その他の目的のための引き出しに対しては所得税が課され、65 歳以前に、または死亡、障害以外の理由で引き出されたならば、所得税の上に更に 10% の罰則金が課される (これらは HSA が医療目的以外に使用されるのを防ぐための措置である)。

HSA はポータブルであるので、個人は HSA をもつうえで特定の雇用主に依存することはない。もし、個人が仕事を変えたならば、HSA もその個人と一緒に動く。HSA において支出されない資金は次年度以降に持ち越される。このようにして、個人は時間を通して貯蓄を増加させることができる<sup>74)</sup>。

この HSA 創設の背後にある考え方は、医療貯蓄勘定のような以前の実験プログラムと同様に、自分の医療コストの一部を直接支払う人のほうが保険によって医療費がカバーされている人よりもコスト意識が高いので、国民医療費の節約になるというものであった (このことを根拠にして、雇用主が提供する医療保険と同様に医療費のための貯蓄口座にも租税優遇措置が適応された)<sup>75)</sup>。したがって、保険は本当に予測のつかない大きな事故をカバーするもので十分であるという考えであった。実際に、この考え方に基づいて、この法律はこの貯蓄口座が高い免責額の保険プランと組み合わせることを要求していた。

### 3. 2003 年メディケア改革法の歴史的意義

それでは、以上 3 つの内容から構成される 2003 年メディケア処方薬改善・近代化法はアメ

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

リカ福祉国家の展開のなかでどのような歴史的意義をもっていると言えるだろうか。以下、この問題についてそれぞれの内容に即して考察していこう。

まず、処方薬をはじめメディケアの給付対象にしたことについて言えば、いくつかの後退面を含んではいたものの、総体としてみた場合、アメリカ福祉国家の前進を意味するものであったと考えている。月35ドルの保険料を支払うことによって、年2,250ドルに達するまでは250ドルの自己負担額を支払った後、25%の自己負担額で済むこと、3,600ドルを超える部分については5%の自己負担で済むようになったことは、私的保険を購入する余裕のないワーキング・プア層やミドルクラスの退職者にとって経済負担の軽減と安心を与えたと言える。

しかし、基本的には上記のような性格をもっていたとはいえ、細かく見ていくと、この改革案は同時にメディケアを弱体化させる要素をいくつか含んでいた<sup>76)</sup>。そのうちの最大のもの、この法律のタイトルの「コスト抑制」のサブタイトルAのセクション801から804の規定であった。現行制度においては、メディケア支出のなかで一般歳入の占める比率についての情報を報告書に記載する義務はなかったが、この新しい規定に基づいて、今後7年間のうちの2年間においてメディケア・プログラムの全コスト（新しい処方薬のコストをも含む）の45%以上を一般歳入が占めると予測されるならば、たとえメディケアAの病院信託基金が黒字であったとしても、全メディケア・プログラムが財政危機の状態にあると宣言されることになった。そして、この宣言が出されると、大統領はメディケアの給付を削減するか、給与税を引き上げる計画を立て、議会はそれに投票する義務を負うようになった。巨額の赤字が存在する予算の他の部分にそのような規定は存在しないのであり、したがってこれは一般歳入の投入によるメディケアの拡大（要するに、所得再分配の機能が働く拡大）に歯止めをかける巧妙な措置であったと言える。

次に、高所得のメディケア・パートBの被保険者に対して所得をベースにした保険料をはじめ導入したことは、メディケア制度全体にとってどのような意味をもつかを考えてみよう。確かに、8万ドル以上の年所得をもつ人は被保険者の約3%しかなく<sup>77)</sup>、当面はこの改革がメディケア全体に及ぼす影響はそれほど大きくないようにみえる（したがって、この措置がメディケア財政の強化につながることは決してない）。しかし、長期的には、この規定は多くの高所得高齢者に個人的な負担コストを意識させ、民間市場での保険購入へと駆り立て、メディケア制度全体を弱体化させる傾向をもつであろう。メディケアの正統性を維持・強化するには、現行のパートBで行っているように、75%の一般歳入の投入、そして残りの部分は所得の高低にかかわらず同一の保険料とする財政方式を維持するほうが明らかに望ましい。

最後に、保健医療貯蓄勘定（HSA）の導入はメディケアや福祉国家全体にどのような影響を及ぼすかを考えてみよう。

予測のつかない大きな事故や病気を除く日常の医療費用を保険に頼らなければ、消費者は

健康的な生活を送るようになるのみならず、医療オプションとその供給者についての情報により注意深くなるから、医療費全体の節約になるというのがブッシュ政権の言い分である。さらに、雇用主、とくに現在のところ被用者に医療保険を提供する余裕のない小企業主であっても、保険料コストが高くない高額療養費向けの保険であれば被用者に提供することが可能になると主張する<sup>78)</sup>。

しかし、保守派が医療市場の問題に対する市場をベースにした有効な解決策として熱心に売り込んだ、この HSA の本質は富裕層に対する減税政策に近いものであり、租税政策としても医療政策としてもきわめて不公平なものであった。この制度の創設によって最も利益を得るものは平均よりも健康な高所得者であり、最も損失を被るのはメディケアの被保険者や低所得の、あるいは多額の費用を要する慢性的病気をもった勤労世代である。なぜ、そのような結果になるのかを保険の専門家であるブルムバーグたちの議論を参考にしながら述べていくことにしよう<sup>79)</sup>。

この貯蓄口座が高所得者にとってきわめて有利なのは、次の 2 つの理由による。第 1 に、租税控除はかれらにとって最も価値がある。最大限可能な 5,150 ドルの HSA への拠出は所得税の最高ブラケットの人にとっては年 1,802 ドルの減税を生み出すのに対して、中程度の所得の家庭にとってはその租税優遇措置の価値は半分以下になってしまう。ましてや、限度額までその勘定に拠出する余裕のない家庭にとっては、その価値は微々たるものになってしまう。第 2 に、高額所得層は高額の保険金免除額をもつ保険を購入するリスクを取る余裕をもちうる。補償されない医療費が年 2,000 ドルもあるということは年収 3 万ドルの人にとっては大きな負担だが、年収 30 万ドルの人にとっては何でもないことである。

しかし、この租税優遇措置付きの保健医療貯蓄口座 + 自己責任額の大きい保険 (a high-deductible insurance plan) の最大の問題点は、この種の保険が若くて健康的な人々を惹きつけ (租税優遇措置がそれをいっそう促進する)、その結果として被保険者を健康者と病人、富裕者と貧困者に分断し、低所得者や病人が頼らざるを得ない伝統的な免責額の小さい保険のコストを徐々に高め、最後には消失させる可能性があるということである。

以上のことを考慮するならば、2003 年メディケア改革法はメディケアを充実させる側面と弱体化させる側面、そしてワーキング・プア層を援助する側面ともっぱら富裕層を援助する側面の両方をもった改革であったと言いうる。そういう意味で、アメリカ福祉国家の足取りは前進すると同時に後退するといった具合に、きわめて不安的な様相を示していると言える。

## V. むすびに代えて

以上、アメリカ福祉国家システムの変化または新展開という観点から、イラク戦争とそれに代表されるアメリカの外交軍事政策、大規模な減税政策、メディケアの改革について考察

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

してきた。ここで、それらを総合して、ブッシュ政権下におけるこれらの政策の歴史的意義について述べたい。

ブッシュ政権の対外政策とイラク戦争は従来の福祉国家システムの国際関係を大きく変えるものであった。それは明らかに戦後のアメリカの外交軍事政策からの断絶を示していた。ブッシュ政権の国際法に対する軽視や単独行動主義は前例のないものではなかったが、国際法の軽視と単独行動主義を軸に同盟諸国と世界にこの政権ほど危機感を抱かせた政権はなかった。実際、イラク戦争を契機にして、アメリカとヨーロッパ諸国との間の安全保障に関する同盟関係は大きく揺さぶられた。しかし、このような政策は歴史の趨勢に反していたために明らかに失敗に終わったし、何よりも内外から激しい批判を受けた。それを受け、ブッシュ政権もまた、2006年の「国家安全保障戦略」の文書にみられるように政権第一期目の軍事主義と単独行動主義を大きく修正せざるを得なくなった。その結果、福祉国家体制をとるヨーロッパ、アメリカ、日本のような民主主義大国間の存在する安全保障に関する秩序は不安を残しながらも一時の危機を免れ、イラク戦争前とほぼ同じような形で何とか持ち直すようになった。

ブッシュ政権の財政政策の最大の特徴はその減税政策にあった。2001年、2002年、2003年の減税を合計すると、減税規模はきわめて大きかった。この減税はアメリカ福祉国家の最大の支持基盤である広範なミドルクラスの短期的欲望に応えるものであったが、現代福祉国家における減税はどのような形態のものであれ支出サイドに影響を及ぼす限りにおいて、所得再分配を低下させる傾向をもつ。支出は租税よりもはるかに平等に分配される傾向をもつからである。ましてや、ブッシュ減税のように富裕者に圧倒的に有利な減税であれば、なおさらそのことは当てはまる。ニューエコノミーのもとで経済の格差が拡大しつつある状況下で、この減税政策はいささかの合理性ももたないものであった。もし、これが今後長く持続するものであれば、アメリカ福祉国家の財政基盤はいっそう脆弱なものとなるであろう。また、このような格差の拡大に非常に鈍感な政治と政策はアメリカ国内の統一を危うくするのみならず、国外でのアメリカの威信をも傷つけ、長期的にみてアメリカの体制を弱くするであろう。

2003年のメディケア改革法は、処方薬をはじめメディケアの給付対象にするなど、総体としてみた場合、アメリカ福祉国家の充実を図るものであったと言える。ただし、コスト抑制を強調した点、高所得の被保険者の保険料を引き上げた点、保健医療貯蓄勘定を導入した点など、メディケア制度を弱体化させる要素をも含んでいた。そういう意味で、メディケアに関しても、アメリカ福祉国家の足取りは前進すると同時に後退するといった具合に不安定である。

このようにして、ブッシュ政権下で、アメリカ国家システムは対外および対内の両面にて大きな新展開を見せた。しかし、とくに対外面での展開は歴史の流れを逸脱したものであり、

決して持続可能なものとは言えず、したがって新しい体制として定着する見込みは薄い。対内面の最大の変化と言っている減税政策もまた明らかに行き過ぎた面をもっており、何らかの調整措置が講じられない限り、この減税によって生じた財政赤字は中長期的にはアメリカの経済と国家を弱体化するであろう。したがって、今のところはアメリカ本来の自由主義的な福祉国家体制の骨格は何とか維持されているものの、それがブッシュ政権下の政策によっていっそう脆弱な基盤の上に存在するようになったことは否定すべくもない。

注 \_\_\_\_\_

- 1) ただし、歳出額のうち実際に戦費としてどれだけ支出されたかは不明である。なお、歳出の各年度内訳は、2001年度 136 億ドル、2002年度 172 億ドル、2003年度 786 億ドル、2004年度 881 億ドル、2005年度 756 億ドル、2006年度 499 億ドルとなっており、戦争が終結してもなかなか減っていないのが特徴である。Congressional Budget Office (2006) pp.6-7 を参照。
- 2) Ibid., p.140.
- 3) アメリカ福祉国家の中心に位置するのは一般に social security と呼ばれる公的年金制度である。ブッシュ政権は「個人退職勘定の創設」と「現行制度における給付削減」によって「長期の支払い能力」を向上させる社会保障年金改革を实行しようとして意気込んでいたものの、その実現の見込みはきわめて薄い。われわれが福祉国家システム再編の代表例としてメディケア改革を取り上げたのはこのためである。ブッシュ政権の社会保障年金改革構想の概要とその基本哲学については、The Council of Economic Advisers (2004) の 6 章 (邦訳, pp.117-131) を読むことによって理解することができる。なお、佐藤 (2006) は社会保障年金の改革論議を漸進的改革派と抜本的改革派の議論に分け、その対立軸を明確化したうえで、広い視野から各改革案の財政および経済的効果、政治的支持構造などを明らかにしている。あわせて、参照されたい。
- 4) 林 健久はかなり早くから、福祉国家の体制的安定にとって福祉国家の国際的連携が重要であると指摘していた。とくに、第二次大戦後においてはアメリカ中心の軍事連携と財政金融の連繋がヨーロッパや日本の福祉国家の発展にとって決定的に重要であったと指摘している。林 (1985) pp.62-63.
- 5) 1980 年代以降、アメリカが通商摩擦の最大の「発信地」となっていく過程の分析については、佐々木 (1997) を参照せよ。
- 6) 第二次大戦から生まれた西側同盟の発展・進化については、岡本 (2003) pp.29-31 を参照せよ。
- 7) 加藤榮一は 2005 年に亡くなる前に『現代社会の史的構造』の執筆を構想していたが、その著書の終章「福祉国家以後の世界」を締めくくる最後の節のタイトルは、「『アメリカの平和』から『アメリカの戦争』へ」であった。
- 8) ケーガンの主張の概略を理解するには、Kagan (2003) が有益である。基本的主張は、次の 2 点である。①アメリカには「孤立主義」の伝統があるとする神話が根強いが、これは文字通りの神話にすぎず、領土の拡大と影響力の拡大がアメリカの歴史の真実である。それゆえ、アメリカは 9 月 11 日の同時多発テロで変わったわけではなく、本来の姿に近づいただけである。②軍事力の行使に関してアメリカとヨーロッパは現在、根本的に異なっており、1990 年代にはクリントン政権に代表されるリベラル派ですら、ヨーロッパの左派の大部分よりも軍事力の行使に積極的だったし、世界の見方が善悪二元論に近かった。この戦略的観点の根本的対立の原因は、EU の誕生

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

に結実した歴史（アメリカはこの歴史を共有していない）を背景にしたところの軍事力の効用と道義性に関するヨーロッパの側の独自の理想と原則（軍事力が弱い国の立場から世界を見る）に求められる。

- 9) Tucker and Hendrickson (2004) pp.18-19. 邦訳, pp.260-261.
- 10) Tucker and Hendrickson (2004) pp.19-23. 邦訳, pp.261-264.
- 11) 12) Tucker and Hendrickson (2004) pp.23-24. 邦訳, pp.264-265.
- 13) ケーガンのこのような見解は, Kagan (2004), とりわけ pp.67-68 にて展開されている。
- 14) Kagan (2005) pp.170-173. 邦訳, pp.299-303.
- 15) 以下については, Tucker and Hendrickson (2005) pp.139-141. 邦訳, pp.304-306 を要約。
- 16) Tucker and Hendrickson (2005) pp.140-141. 邦訳, pp.306-308.
- 17) Johnson (2000) p.19. 邦訳, p.39. なお, このようなアメリカ外交についての認識は, アメリカのコーポリット・リベラリズムの代表的論者であるウィリアムズの記念碑的作品である, Williams (1959) にさかのぼることができる。さらに, ジョンソンやケーガンなどよりもより客観的, よりの確に戦後の米欧関係を述べているものとして, Ignatieff (2003) がある。イグナティエフは「本質的には, アメリカが新たなグランド・デザインのもとでヨーロッパの役割を決定する。アメリカの選択する政策はまったく無慈悲なものである。多国間外交を使いたい時には使い, 単独で行動しなければならぬときは迷わずそうする。」(p.18, 邦訳, p.28) と述べているが, われわれもその点についてはまったく同様の考えである。しかし, それにもかかわらず, アメリカはヨーロッパの外交的, 経済的協力なしには世界規模の帝国を機能させることはできないのであるから, 同盟国と不必要な摩擦を起こすアメリカの選択は愚かな選択であったとわれわれは考えている。なお, アメリカは「帝国」であるかどうかという議論がしばしばなされるが, アメリカは「安全保障コミュニティ」の中心にはいるが帝国ではない, とわれわれは考えている。その理由としては, ①アメリカがもつ軍事力は, 経済と地政学上の資源を基盤にしているが, これらの資源は多国間合意から生まれたものであり, アメリカは単独で帝国平定のための投資をするには余りにも儉約的である, ②アメリカの軍事力は政治的能力を超えたものであり, 軍事力によってある国を征服することができても征服した国を治めることはできない, ③アメリカの軍事力は, アメリカと世界が求めている自由と民主主義イデオロギーと矛盾している, ことが挙げられる。以上については, Mann (2003) pp.266, 邦訳, p.331 を参照した。なお, アメリカが帝国かどうかをめぐる論争については, Ikenberry (2004) が非常に包括的で整理された議論を行っている。
- 18) Johnson (2000) p.13. 邦訳, p.31.
- 19) Kagan (2003) p.100, 邦訳, pp.134-135.
- 20) このような考えを体系的かつ実証的に明らかにした著書として, Ikenberry (2001) がある。このなかで, アイケンベリーは第一次世界大戦, 第二次世界大戦, 冷戦の後でアメリカが成功を取ってきたのは国際的な立憲主義の実践であり, 戦争の勝利を平時においても継続させるには何よりも多国間の制度構築が重要であると述べている。そして, 「日本語版への序文」のなかで, 一極支配は多国間主義的な戦後秩序を根底から覆しかねないと警告を發すと同時に, しかしそのコストの大きさから考えて, 米国が新帝国主義の道を大胆に突き進む選択を行うとは思えない, そして西欧, 米国, 日本のような民主主義大国に存在する秩序の基本的性質は, 一国主義の条件下であっても継続する可能性が高い, と述べている (邦訳書, pp.i-xi を参照)。なお, 今後の米・欧・日の福祉国家間の関係については, われわれもまたアイケンベリーと同意見である。

- 21) 1990年代末にすでに米国は国際的な制度抑制を無視し、単独で軍事力を行使できることを示し、そのことがドイツやフランスをはじめとした同盟国の首脳たちに「世界政治における重大な脅威は、米国という『極超大国』の存在である」という危惧を抱かせるようになったことをアイケンベリーは重視し、それぞれ米国が考慮すべき冷戦後の新しい情勢であったと述べている。Ikenberry (2001) p.272, 邦訳, p.295.
- 22) 日本における規制緩和が1980年代末の日米構造協議におけるアメリカの対日要求の動きと結びついて一挙に現実化したことに示されるように、規制緩和は本質的にはアメリカの外圧による日本の経済構造改革であるという議論は、多くみられる。代表的なものとして、本間(1998)がある。共産主義が崩壊して、「ネオアメリカン」型と「ライン」型の資本主義の二つの型の間の対立が明らかになり、新たなイデオロギーの対立が開始されたという議論については、Albert(1991)を参照せよ。また、冷戦以降、アメリカの社会モデルがヨーロッパを脅かしているが、長期的にはアメリカ帝国は衰退期に入っているという議論については、Todd(2002)を参照せよ。
- 23) Fukuyama(2006) p.66. なお、アメリカ国民のイラク介入への急速な支持率の低下については、Walt(2005) pp.105-120とMueller(2005) pp.44-54をも参照せよ。フクヤマは、帝国の国民となるには快適な生活を犠牲にする占領統治を必要とするがゆえに、「アメリカ人は本質的には帝国の国民ではない」(p.66)と述べている。なお、同様にハッカーは、ベトナム戦争の最中の60年代末に、若者の兵役に対する嫌悪のおもな原因は「非軍事分野で得られる安楽と快楽」にあり、国際的な軍事行動に必要な犠牲に耐えようとする積極的意思はもはやアメリカ人の中には存在しないと指摘し、アメリカによる軍事的・政治的介入はつねに中途半端で失敗に終わる原因を戦後のアメリカの精神状態に求めている。Hacker(1968) 11章を参照。他方、イグナティエフは、口先では最後まで仕事を貫徹するといいつながら、実際には常に出口を模索しているアメリカの態度を「急ぎ足の帝国(imperialism in a hurry)」と呼んで、そのような態度こそ現地での国家建設(nation building)を困難にしている原因であると述べている。Ignatieff(2003) pp.20-25, 邦訳, pp.30-36を参照。
- 24) 「国家安全保障政策」の二つの文書はインターネットを通じて入手することができる。その修正箇所と変化の度合いについては、朝日新聞2006年3月17日版の解説記事をも参考にした。さらに、その変化の度合いを示す例を具体的に示せば、2002年の文書にあった「アメリカのグローバルな安全保障へのコミットメントを満ちし、かつアメリカ人を保護するわれわれの努力が国際刑事裁判所(ICC)による調査、取調べ、訴追の潜在的可能性によって妨害されることが決してないよう必要な行動をとるつもりである。国際刑事裁判所の管轄権はアメリカ人には及ばないし、われわれはそれを受け入れることもしない」(The National Security Strategy of the United States of America, September 2002, p.31)といった公然と多国間主義と国際機関に挑戦する言葉も2006年の文書では削除されている。なお、1998年7月にローマにて設立された国際刑事裁判所の性格、それに反対するアメリカの論理については、Johnson(2000) pp.65-68, 邦訳, pp.93-96が詳しい。そこで、ジョンソンはこのような行動こそ典型的なアメリカの帝国主義的行動であると述べている。
- 25) 冷戦と冷戦の終了の仕方については、Hobsbawm(1994)の8章「冷戦」を、そしてソ連の解体については、16章「社会主義の終わり」を参照せよ。そこで、ホブズボームは、①冷戦の終わりとソヴィエト体制の終わりという二つの現象は明らかに関連してはいたが、歴史的には別の現象

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

であったこと、②冷戦はレイキャヴィック（1986年）とワシントン（1987年）の二度の頂上会談で事実上終わっていたのであり、冷戦終結におけるミハイル・ゴルバチョフとレーガン大統領の貢献がきわめて大きかったこと、を明らかにしている。

- 26) Fukuyama (2006) p.64 を参照。ウィリアム・クリストルとロバート・ケーガンは共著『現在の危険』の中で次のように述べている。「多くの人にとって、独裁者によって支配されている国々における体制変化を促進するのにアメリカの権力を用いるという考えはユートピア主義に聞こえるかもしれない。しかし実際には、それは非常に現実主義的である。過去 30 年の歴史に照らし合わせたとき、海外で民主的変革を促進することは不可能であると宣言することは何か頑迷なものがある。」(Kagan and Kristol (2000) p.120.)
- 27) Kennedy (1987) pp.525-535, 邦訳 (下), pp.360-373 を参照。
- 28) この危機的状況については、Mann (2003) の 8 章「イラク攻撃」と 9 章「新しい軍事中心主義」が説得力ある説明をしている。
- 29) フクヤマは「新保守主義以後」という論文のなかで、ネオコンとそれに支えられたブッシュ・ドクトリンの時代は終わったことを認めながらも、しかしその一方でイラクとの戦争から生じた最悪の遺産は急激な孤立主義への転換とアメリカを友好的な権威主義国家と同盟させる冷笑的な現実主義政策が結びついた反ネオコン的バックラッシュとなる可能性が高いことを憂慮している。彼はそのような政策ももはや時代錯誤であり、今後はアメリカのパワーを海外での民主主義と人権を促進するのに用いるウィルソン主義的政策を保持しながら、テロとのグローバルな戦争と呼んできたものを非軍事化するなど、ある種の現実主義的、漸進主義的政策をとる必要性を訴えている。Fukuyama (2006) p.67 を参照。
- 30) Ikenberry (2001) の邦訳版におけるアイケンベリーによる「日本語版への序文」 p.xi.
- 31) 以下の内容については、The White House (2001), The President's Agenda for Tax Relief を参照した。
- 32) 代替ミニマム税 (AMT) とは、高額所得納税者が税法における優遇措置の利用を通じて税負担額を削減しうる程度に制限を設けることを目的とした制度である。この制度は 1986 年の税制改革の際に、高額所得者や黒字企業はその所得に基づいて税を支払うべきであるというポピュリスト的感情に配慮して生まれた。なお、2001 年減税法は通常の税額引下げと並んで AMT の税額を引き下げなかったために、AMT を支払わなければならない納税者の数をかなり増大させた。その法律は法律上の税率を削減したけれど、AMT の税率を低下させなかった。そのために、正味の減税規模を小さなものにした。たとえば、もしある家計が以前通常の税計算で 2 万ドルの税負担、そして AMT では 19,000 ドルの税負担であったとすると、通常の税負担を 18,000 ドルに引き下げても、納税者を AMT に追いやることによってその家計は 19,000 ドルを支払わなければならない。この反省から、2003 年減税法は個人所得税にかかわる AMT の控除額を大幅に増加させた。以上については、Congressional Budget Office (2006) p.157, Steuerle (2004) pp.129, 216 - 217 を参照。
- 33) death tax とは遺産税のことであり、ブッシュ政権は遺産税の不公平性を強調することを意図してこのような名で呼んだ。彼は選挙戦中から一貫して、「死者に対する税を廃止せよ。なぜならば、国民は自己の資産に対して 2 度課税されるべきでないからである。その税は一部の人のにとって、またはすべての人のにとって不公平である。」と主張していた。
- 34) The White House (2001) を参照。

- 35) ブッシュの経済理論や政治哲学の全体像を正確に理解することは難しい。ブッシュの「それはあなたのお金だ」という言い回しについては「民衆のリバタリアニズム (folk libertarianism)」と呼ぶことができるが、ブッシュはその就任演説に見られるようにノジック流の最小限国家を必ずしも望んでいたわけではなかった。また、低税率で、規制の少ない国家こそ繁栄の道だと信じていた点では供給の経済学の信奉者であったと言うことができるが、その主張にそれほど一貫性があったわけではない。以上については、Singer (2004) p.13, 邦訳, p.17 をも参照。
- 36) Singer (2004) pp.9-11, 邦訳, pp.12-15 を参照。
- 37) この法案の最終的議決 (H. R. 1836, 両院協議会の報告をめぐる) は次のような結果であった。上院では賛成 58, 反対 33, 下院では賛成 240, 反対 154 であった。賛成票を投じたのは共和党議員のほぼ全員と一部の民主党議員であった。
- 38) 以下の骨子については、Steuerle (2004) pp.284-285 に主に依拠しながら、Committee on Ways and Means (2001), Kiefer et al. (2002) pp.89-95, Gale and Potter (2002) pp.133-140 をも参照した。
- 39) サンセット条項が付いたことは、この法案の妥協的性格を端的に示すものであるが、ブッシュ大統領自身早くも、2002 年 1 月 29 日の一般教書演説において「長期的な成長のために、そして国民の将来に対する計画を支援するために、これらの減税を永続的なものにしよう」(State of the Union Address, 2002) と永続化の決意を述べている。そして、多くの人が減税の長期継続性を当然のものとして考えていた。なお、Shapiro and Friedman (2004) は、サンセット条項を付けて、減税が一定期間を過ぎると消滅するかのように見せるやり方は予算上のトリック (budget gimmickry) でしかない (p.v) と述べている。
- 40) 以上については、Steuerle (2004) pp.219-220 を参照。
- 41) State of the Union Address, 2003.
- 42) 最終法案の票決の結果は以下の通りである。下院では、賛成 231 票に対して反対は 198 票であった。共和党員の 99.6% が賛成し、民主党員の 96.6% が反対に票を投じた。上院においては、賛成が 51 に対して反対が 50 で、僅差で通過した。ここでも共和党員の圧倒的多数が賛成し、民主党員の 2 名を除く全員が反対した。すでに予算黒字から赤字に転換してしまっているこの時期に、ブッシュ大統領と共和党議員のリードの下で大規模な減税法が通過したことは、多くのエコノミストに衝撃を与えた。たとえば、ロンドンの『フィナンシャル・タイムズ』紙は、極端な共和党議員が増え、「財政政策の運営に関して、いまや精神病院の患者が病院の運営を任されている」と痛烈な論評をした。Singer (2004) pp.12-13, 邦訳, p.16 より再引用。なお、『ニューヨーク・タイムズ』(2003 年 5 月 27 日) でのポール・クルーグマンによる“Stating The Obvious”という題名のコラムにおいてもこの記事を紹介し、この減税法は社会福祉制度廃止のための巧妙な手段であると主張している。
- 43) 以下の内容については、Steuerle (2004) p.286 をベースにして、Joint Committee on Taxation (2003) と National Association of Tax Professional (2003) を参照しながら加筆修正した。
- 44) Shapiro and Friedman (2004) pp.iv-vi. なお、片桐 (2005) p.52 をも参照せよ。
- 45) Congressional Budget Office (2006) p.79.
- 46) 議会図書館調査部門における財政担当係の Gregg Esenwein の報告書によれば、減税の多くが時限立法であるために、議会は減税規定を延長するかどうかの争点に直面しているが、結局のところ議会は 2004 年勤労家族租税負担軽減法 (Working Tax Relief Act of 2004) や 2005 年租税負

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

- 担軽減法 (Tax Relief Act of 2005) などの法律を通過させることによって、大部分の減税規定 (AMT の租税負担軽減措置を含む) の期限延長を図っている。Esenwein (2005a) と Esenwein (2005b) を参照。
- 47) Steuerle (2004) p.227 を参照。なお、ブッシュ減税の規模とそれが予算に及ぼす影響については、Gale and Orszag (2004a) においても詳細に分析されている。
  - 48) この時期のブラケット・クリーブと 1981 年経済再建税法との関連については、渋谷 (2005) pp.11-43 を参照せよ。
  - 49) Steuerle (2004) pp.50-53 を参照せよ。
  - 50) Steuerle (2004) p.227 を参照。
  - 51) ブッシュ政権の減税提案は所得税を納めてはいないが相当額の社会保障税を納めている低所得家庭になら恩恵をもたらすものではないという批判を受け、この児童税額控除の戻し税案を最終的に受け入れた。このことは、累進性をめぐる分配上の戦いは租税制度の内部だけではもはや解決できなくなっており、財政の歳入と歳出の両面の調整が必要であることを示している。Shapiro and Friedman (2004) pp.ix-x, Steuerle (2004) pp.213-214 を参照。
  - 52) ブッシュ政権は一貫して減税はミドルクラスに恩恵を与えると主張してきたが、実際には表 3 が示すように明らかな誇張であった。この批判については、Krugman (2003) をも参照せよ。
  - 53) Shapiro and Friedman (2004) pp.vii-ix, 片桐 (2005) pp.52-53 をも参照せよ。
  - 54) 以下の叙述は、Gale, Orszag, and Shapiro (2004) pp.3-5 に依拠している。
  - 55) もちろん、2001 年から 2004 年にかけてのアメリカの供給能力過剰経済においては、減税または支出プログラム拡大といった財政政策は需要を刺激して短期的に経済を拡大させる。しかし、この場合でも問われるべき最も重要な問題は、どのような形態の減税が、あるいは支出プログラムの拡大が経済を刺激するうえで最も効果的かということであり、減税は一般に経済に対して刺激的であるから政策として優れているという回答では不十分である。なお、ブッシュ減税が短期的な経済刺激政策としてどれほど有効性をもっていたかについての検討は、Gale and Orszag (2004c) を参照せよ。
  - 56) これについては、Gale and Orszag (2003) と Gale and Orszag (2004b) を参照せよ。
  - 57) 以下の叙述は、Gale, Orszag, and Shapiro (2004) pp.1-7 を要約したものである。
  - 58) 7 章の表と本文を参照せよ。
  - 59) Bush (2001), The Speech of Inauguration 2001.
  - 60) 1965 年社会保障法タイトル X VIII として成立したメディケアは入院医療費を保障するパート A (強制加入) と、医師の診療報酬と病院外来医療費を保障するパート B (任意加入) から構成されている。パート A は、患者の一部負担を除いた部分はすべて社会保障税によって賄われており、パート B に関しては、患者一部負担を除いた部分の 25% は保険料 (premium), そして 75% は連邦一般会計予算によって賄われている。なお、メディケア制度の全体的特徴については、皆川 (1989) pp.209-242 と西村 (2000) pp.185-209 が非常に参考になる。
  - 61) 皆川 (1989) pp.214-224.
  - 62) Newhouse (2002) p.943.
  - 63) Steuerle (2004) p.148.
  - 64) 福祉国家の正統性を強化するうえで、福祉プログラムの負担のあり方がきわめて重要な位置を占めるとわれわれは考えている。

- 65) Newhouse (2002) p.943. なお, 1993 年保健医療保障法案の内容と改革挫折の原因については, 藤田 (2000) pp.289-293 が詳しい。
- 66) Bush George W. (2003) を参照。
- 67) 以下については, Congressional Budget Office (2003) の Prescription Drug Coverage and Spending の項を参照。
- 68) メディギャップ保険とは, メディケア被保険者が個人として補足的に購入する民間保険である。連邦政府はこの種の保険に対して標準的なプランを定めるなど, ガイドラインを設けている。メディケア+チョイスは 1997 年均衡予算法によって, メディケア被保険者がメディケア・プログラムと契約した HMO (健康維持組織既存) に加入することを可能にしたメディケア・リスク契約プログラムの上にメディケアのパート C として新たに設けられたものである。この新制度によって, メディケアと契約する民間保険プランは HMO 以外にも, PPO (特約医療組織) や PSO (医療供給者出資組織) といった他のタイプの管理医療組織, 民間の出来高払い保険, 控除額の大きい医療貯蓄勘定保険にまで広がった。要するに, 名前の通り, メディケア被保険者にとっては医療保険や医療の受け方の選択の幅が広がったことになる。Committee on Ways and Means (2004) pp.2-129,130,134, 片桐 (2005) pp.69-70 を参照。なお, HMO をはじめとした管理医療組織がアメリカ医療制度発展のなかでもつ意義については, 広井 (2000) pp.171-184 が明快に説明している。
- 69) Section 1960D-2. Prescription Drug Benefits と Section 1860D-14. Premium and Cost-Sharing Subsidies for Low-Income Individuals を参照。なお, 法文の各項目の内容は CMS Legislative Summary (2004) に基づいて理解した。また, 片桐 (2005) p.71, 納富 (2005) p.81 をも参照した。
- 70) Congressional Budget Office (2006) p.59. さらに厳密に言えば, パート D の創設によるメディケア支出の増加は連邦のメディケイド支出や国防省の TRICARE For Life プログラムの支出減によっても相殺されることになるが, CBO はそのような節約分 (savings) を予算の数字として特別に確定していない。
- 71) Congressional Budget Office (2006) p.x iv の Summary Table 1 より算出。なお, Holtz-Eakin and Lemieux (2003) は, 薬剤価格の歴史的上昇傾向とベビーブーマーの退職による被保険者の急増を考慮に入れると, 2014 年から 2023 年の 10 年間で給付コストは 20 兆円近くに上るであろうと予測している。
- 72) 法文 Section 811 の Income-Related Reduction in Part B Premium Subsidy を参照。
- 73) 法文 Section 811 および Steuerle (2004) p. 229 を参照。
- 74) HAS の概要の説明については, 法文 Section 1201 および Blumberg and Burman (2003) を参照した。なお, プッシュ政権側の説明として, The Council of Economic Advisers (2004) pp.199-200, 邦訳, p.176 をも参照した。
- 75) Steuerle (2004) p.230 を参照。
- 76) 以下の叙述については, 法文 Section 801 ~ 804 を参照したほか, Aaron (2003) をも参照した。なお, アーロンは以下に述べるコスト抑制規定の他に, この法律によって民間保険会社への委託部分が大きくなったため, 民間保険会社の「リスク選抜」を行う力を抑制する適切な規制がなければ, 逆選択が生じて伝統的メディケアの保険料はエスカレートしていくと警告している。
- 77) Holtz-Eakin and Lemieux (2003) p.3.

## ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

- 78) The White House of President George W. Bush (2003) と The Council of Economic Advisers (2004) pp.199-200, 邦訳, p.176 を参照。なお, このようなブッシュ政権の主張に対して, Blumberg (2004) は, HAS は小企業主が従業員への医療保険を提供するうえで現在直面している問題をさらに悪化させることになる, と述べている。すなわち, それは小企業と個人の両方にとっての保険の管理負担を高め, リスクプールの品質を下げ, 高所得の人に最大の補助金を提供するだけである, と述べている。
- 79) Burman and Blumberg (2003) と Blumberg (2004) を参照した。

## 引用文献

- 片桐正俊 (2005), 『アメリカ財政の構造転換: 連邦・州・地方財政関係の再編』 東洋経済新報社。
- 佐々木隆雄 (1997) 『アメリカの通商政策』 岩波書店
- 佐藤隆行 (2006) 「社会保障年金改革をめぐる4つの対立軸」 渋谷博史・中浜 隆編『アメリカの年金と医療』 日本経済評論社。
- 渋谷博史 (2005) 『20世紀アメリカ財政史 [Ⅲ] レーガン財政からポスト冷戦へ』 東京大学出版会
- 西村周三 (2000) 「メディケアとメディケイド」 藤田伍一・塩野谷祐一編『先進国の社会保障 7: アメリカ』 東京大学出版会
- 納富一郎 (2005) 「予算変革のダイナミズム: アメリカの予算」 伊東弘文編著『現代財政の変革』 ミネルヴァ書房
- 林 健久 (1985), 「福祉国家の財政構造」 東京大学社会科学研究所編『福祉国家 5: 日本の経済と福祉』, 東京大学出版会。
- 広井良典 (2000) 「医療制度」 藤田伍一・塩野谷祐一編『先進国の社会保障 7: アメリカ』 東京大学出版会
- 藤田伍一 (2000) 「医療改革の動向」 藤田伍一・塩野谷祐一編『先進国の社会保障 7: アメリカ』 東京大学出版会
- 本間重紀 (1998) 『暴走する資本主義: 規制緩和の行方と資本主義』 花伝社。
- 皆川尚史 (1989) 「メディケア・メディケイド」 社会保障研究所編『アメリカの社会保障』 東京大学出版会
- Aaron, Henry J. (2003), "The Prescription Drug Bill: Many Steps Backward." Brookings Institution, November 21, 2003.\*
- Albert, Michel (1991). *Capitalisme Contre Capitalisme, Editions du Seuil*. ミシェル・アルベール著, 小池はるひ訳, 久水宏之監修『資本主義 対 資本主義』 竹内書店新社, 1992年。
- Blumberg, Linda (2004), "Health Savings Accounts and Tax Preferences for High Deductible Policies Purchased in the Non-Group Market: Potential Impacts on Employer-Based Coverage in the Small Group Market." Statement of Small Business Committee of United States House of Representatives, March 18, 2004.\*
- Blumberg, Linda and Leonard E. Burman (2004), Most Households' Medical Expenses Exceed HAS Deductible, Tax Policy Center.\*
- Burman, Leonard and Linda Blumberg (2003), "HSAs Won't Cure Medicare's Ills." The Urban Institute.\*
- Bush, George W. (2001), The Speech of Inauguration 2001.\*

- Bush, George W. (2002), State of the Union Address, January 29, 2002.\*
- CMS Legislative Summary (2004), Summary of H.R.1 Medicare Prescription Drug, Improvement, and Modernization Act of 2003, Public Law 108 - 173.
- Committee on Ways and Means of U. S. House of Representatives (2001), Summary of the Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001. June 6, 2001.\*
- Committee on Ways and Means of U. S. House of Representatives (2004), 2004 Green Book : Section 2 - Medicare.\*
- Congressional Budget Office (2003), CBO Testimony : Statement of Douglas Holtz - Eakin Director on Prescription Drug Coverage and Medicare's Fiscal Challenges before the Committee on Ways and Means U.S. House of Representative, April 9, 2003.\*
- Congressional Budget Office (2006), *The Budget and Economic Outlook : Fiscal Years 2007 to 2016*.
- Esenwein, Gregg (2005a), Extending the 2001, 2003, and 2004 Tax Cuts, CRS Report for Congress.\*
- Esenwein, Gregg (2005b), The Alternative Minimum Tax for Individuals : Legislative Initiatives and Their Revenue Effects, CRS Report for Congress.\*
- Fukuyama, Francis (2006), "After Neoconservatism," *The New York Times Magazine*, February 19, 2006.
- Holtz - Eakin, Douglas and Jeff Lemieux (2003), "The Cost of Medicare : What the Future Holds", Heritage Lectures No.815, The Heritage Foundation.\*
- Gale, William G. and Samara R. Potter (2002), "An Economic Evaluation of the Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001," *National Tax Journal*, Vol. LV, No. 1, March 2002.
- Gale, William G. and Peter R. Orszag (2003), "The Economic Effects of Fiscal Discipline," *National Tax Journal*, Vol.L VI, No.3.
- Gale, William G. and Peter R. Orszag (2004), "Bush Administration Tax Policy : Revenue and Budget Effects," *Tax Notes*, October 4, 2004.
- Gale, William G. and Peter R. Orszag (2004), "Bush Administration Tax Policy : Effects on Long - Term Growth," *Tax Notes*, October 18, 2004.
- Gale, William G. and Peter R. Orszag (2004), "Bush Administration Tax Policy : Short - Term Stimulus," *Tax Notes*, November 1, 2004.
- Gale, William G., Peter R. Orszag, and Isaac Shapiro (2004), Distributional Effects of the 2001 and 2003 Tax Cuts and Their Financing, June 3, 2004.\*
- Hacker, Andrew (1968), *The End of the American Era*, Atheneum. A・ハッカー著, 北野利信訳 『アメリカ時代の終わり』評論社, 1970年.
- Hobsbawm, Eric (1994), *Age of Extremes : The Short Twentieth Century 1914 - - - 1991*, Michael Joseph Ltd., エリック・ホブズボーム著, 河合秀和訳, 『極端な時代 : 20世紀の歴史〔上・下〕』三省堂, 1996年.
- Ignatieff, Michael (2003), *Empire Lite : Nation - Building in Bosnia, Kosovo and Afghanistan*, Vintage. マイケル・イグナティエフ著, 中山俊宏訳 『軽い帝国』風行社, 2003年.
- Ikenberry, G. John (2001), *After Victory : Institutions, Strategic Restraint, and The Rebuilding of Order After Major Wars*, Princeton University Press. G・ジョン・アイケンベリー著, 鈴木康雄訳 『アフター・ヴィクトリー : 戦後構築の論理と行動』NTT出版, 2004年.

ブッシュ政権下におけるアメリカ福祉国家システムの展開

- Ikenberry, G. John (2004), "Illusions of Empire : Defining the New American Order," *Foreign Affairs*, Vol.83, No.2, March/April 2004, G・ジョン・アイケンベリー「アメリカ帝国という幻想」『論座』2004年7月号.
- Johnson, Chalmers (2000), *Blowback : The Costs and Consequences of American Empire*, Owl Books. チャルマーズ・ジョンソン著, 鈴木主税訳『アメリカ帝国への報復』集英社, 2000年.
- Joint Committee on Taxation (2003), Summary of Conference Agreement on H.R.2, The "Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003", May 22, 2003, JCX-54-03.\*
- Kagan, Robert and William Kristol (2000), "Introduction : National Interest and Global Responsibility," in Robert Kagan and William Kristol ed., *Present Dangers : Crisis and Opportunity in American Foreign and Defense Policy*, Encounter Books.
- Kagan, Robert (2003), *Of Paradise and Power : America and Europe in the New World Order*, Alfred A. Knopf. ロバート・ケーガン著, 山岡洋一訳『ネオコンの論理: アメリカ新保守主義の世界戦略』光文社, 2003年.
- Kagan, Robert (2004), "America's Crisis of Legitimacy," *Foreign Affairs*, Vol.83, No.2, March/April 2004.
- Kagan, Robert (2005), "A Matter of Record : Security, Not Law, Established American Legitimacy," *Foreign Affairs*, Vol.84, No.2, January/February 2005. ロバート・ケーガン「アメリカの国際法順守という幻想」『論座』2005年6月号.
- Kennedy, Paul (1987), *The Rise and Fall of the Great Powers*, ポール・ケネディ著, 鈴木主税訳『大国の興亡(上・下)』草思社, 1988年.
- Kiefer, Donald et al (2002), "The Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001 : Overview and Assessment of Effects on Taxpayers," *National Tax Journal*, Vol. LV, No. 1, March 2002.
- Krugman, Paul (2003), "Roads Not Taken" New York Times 2003. April 25.
- Mann, Michael (2003), *Incoherent Empire*, Verso. マイケル・マン著, 岡本 至訳『論理なき帝国』NTT出版, 2004年.
- Mueller, John (2005), "The Iraq Syndrome," *Foreign Affairs*, November/December 2005. ジョン・ミュラー「イラク・シンドローム」『論座』2006年1月号.
- National Association of Tax Professionals (2003), Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003 (H.R.2).\*
- Newhouse, Joseph P. (2002), "Medicare", in Jeffrey A. Frankel and Peter R. Orszag, eds. *American Economic Policy in the 1990s*, MIT Press.
- Shapiro, Isaac and Joel Friedman (2004), Tax Returns : A Comprehensive Assessment of the Bush Administration Tax Cuts, Center on Budget and Policy Priorities.\*
- Singer, Peter (2004), *The President of Good & Evil : The Ethics of George W. Bush*, Dutton. ピーター・シンガー著, 中野勝郎訳『「正義」の倫理: ジョージ・W・ブッシュの善と悪』昭和堂, 2004年.
- Steuerle, C. Eugene (2004), *Contemporary U.S. Tax Policy*, The Urban Institute Press.
- Todd, Emmanuel (2002), *Après L'Empire : Essai Sur La Décomposition Du Système Américain*. エマニュエル・トッド著, 石崎晴己訳『帝国以後: アメリカン・システムの崩壊』藤原書店, 2003年.
- Tucker, Robert W. and David C. Hendrickson (2004), "The Sources of American Legitimacy,"

- Foreign Affairs*, Vol.83, No.6, November/December 2004. ロバート・W・タッカー&デビッド・ヘンドリックソン「アメリカへの信頼はいかに失墜したか」『論座』2004年12月号.
- Tucker, Robert W. and David C. Hendrickson (2005), “The Flip Side of the Record : The Commitment to Law Is Key to U. S. Legitimacy,” *Foreign Affairs*, Vol.84, No.2, March/April 2005. ロバート・W・タッカー&デビッド・ヘンドリックソン「問題は他国がアメリカの行動をどうみなすかだ」『論座』2005年6月号.
- The Council of Economic Advisers (2004), *Economic Report of the President*. (萩原伸次郎監訳「米国経済白書」『エコノミスト』臨時増刊, 2004年5月17日号.)
- Walt, Stephen M. (2005), “Taming American Power,” *Foreign Affairs*, September/October 2005. ステイブン・ウォルト「アメリカの強大化と世界の反発」『論座』2005年11月号.
- The White House President George W. Bush (2001), The President's Agenda for Tax Relief.\*
- The White House President George W. Bush (2003), President Signs Medicare Legislation.\*
- Williams, William Appleman (1959), *The Tragedy of American Diplomacy* (second revised and enlarged edition, Dell Publishing Co.,1972). ウィリアム・A・ウィリアムズ著, 高橋章, 松田武, 有賀貞訳『アメリカ外交の悲劇』御茶の水書房, 1986年.

なお, \*印の付いている文献はインターネットを經由して取得したものである。